

台湾総督府における嘉義模範製紙場の創設について

—新渡戸稲造と安場末喜による復命書および意見書からの一考察—

東 山 京 子

はじめに

- 一、台湾総督府における原議用紙の変遷
- 二、台湾における嘉義模範製紙場の創設
- 三、嘉義模範製紙場と嘉義製紙合名会社
おわりに

はじめに

1

明治二八（一八九五）年の台湾総督府文書には、版心に「台湾大総督府¹」と印字された罫紙が綴られている。これは、当該機関の名称を記した専用の用紙であることから、台湾領有当初は、日清戦争時の「征清大総督府」を参

考にして「大総督府」という機関名称を考えていたことがわかる。さらに、台湾総督府では、原議用紙、総目録用紙、類別目録用紙、発受信用紙、記録用紙から文書目録編纂に使用する用紙、台北県・台南県・台中県の旧県文書など、種々多様な用紙が作られていた。つまり、近代の行政機関はそれぞれ各組織ごとに専用の用紙を使用していたことがわかる。一方、文書取扱規則には美濃紙を用いることと規定されている（本国政府の規則）ことから、台湾総督府もそれに従うことになる。したがって、台湾総督府もこれに基づき大量の美濃紙による各種の用紙が必要になっていったが、台湾には美濃紙を作製する地場産業はないことから、内地から製品化したものを移入しなければならず、財政的に大きな負担となっていた。そこで、台湾で製作するという方針が提起されることになる。また、台湾住民が一般的に使用する画箋紙や唐紙および宝紙等の紙は中国福建省からの輸入が大半を占めていた。つまり、台湾総督府等の官庁にとって必需品ともいえる紙および台湾の一般家庭が使用する紙の購入額を抑えるために、台湾総督府等が使用する美濃紙や半紙、台湾にて一般的に使用する画箋紙や唐紙および宝紙等を台湾で製造することが求められていたのである。

もっとも、美濃紙の原料となる楮・雁皮・三椏は台湾でも生息していることから、台湾で製造することは理論的に可能であった。このため、台湾総督府では、新渡戸稲造が安場末喜に命じて日本および中国福建省の紙の原料および紙の産地において実地調査を行うことになる。台湾における美濃紙の製造は難しいという考えもあったが、原料が豊富に生息する台湾において紙を製造しないという判断はありえないとして、嘉義模範製紙場（以下、「模範製紙場」と称す）を創設することになるが、この事業は創設当初から前途多難ではあった。

本稿では、台湾総督府が多額な資金を投じてまで建設した模範製紙場の設置目的や紙の製造に至るまでの経緯と、同じ地域であり、同じ時期に建設された嘉義製紙合名会社（以下、「製紙会社」と称す）との関係を踏まえて、

総督府が期待した台湾における美濃紙製造事業が何故、失敗したのかについて論じていく。

一、台湾総督府における原議用紙の変遷

台湾総督府が使用する原議用紙等の様式については、明治二九（一八九六）年九月八日に稟申された「来信簿、發送簿、用紙制定ノ件」^②では、文書接受發送取扱に関する帳簿のうち来信簿については、一々鉛筆を以て罫線を設けるなど取扱に頗る不便であったため、帳簿を調製することを提案し、既に印刷した用紙を使用している發送簿についても、来信簿とともに調製する必要があるかどうかの確認を行っていた。ここで示された来信簿は、月日・種類番号・宛名・差出元・事故・受領者印・取扱者印を書き込む甲様式と、便号・書留番号・文書番号・宛名・差出元・事故・受領者印・取扱者印を書き込む乙様式があり、發送簿は、發送時間の月日時分・発信者・受信者・要領・便番号・補助簿番号・附属文書個数・取扱者印を書き込む丙様式であった。来信簿および發送簿については現存していないため、これらの帳簿がどのような様式に落ち着いたのかは定かではないが、台湾総督府では文書の接受および發送についての記録簿を重視していたことがわかる。

公文書の原議用紙については、従来の原議用紙では、夫々の部局の規定によるものを使用しており、浄書用紙についても総督府として別段の定めもないため、用紙が区々に涉り取扱上非常に不便であるだけでなく、文書の体裁にも関わることから、文書課を経由し發送する文書で、総督並びに民政局長の名をもって浄写發送する用紙は、すべて美濃罫紙を用い、各部課長の名を以て行うものは半紙罫紙を用いることになった。各部主任において浄書すべき別紙書類用紙もすべて一定の用紙を用いるようにと、明治二九年九月三〇日に総務部長名で各部長へ通牒し、さらに、各部の課長へは部長からも一定の用紙使用について漏れなく訓示するように付け加えられた。^③

しかし、総督または民政局長へ提出するこれらの原議用紙並びにその書式等については、主任者において立案時の年月日は当然のこと、総督以下各関係部課長の職名に至るまで一々記載するため、時に書き換えまたは書き減らしなどが生じていた。このような事態には、文字の改竄・挿入若しくは塗抹がなされたり、あるいはその決裁を受けるべき箇所と本案伺文との間に行を設けることができなくなるほど記述されることもあるため、記入すべき場所がない場合には欄外に記載したり、あるいは各部において随意に検印または標記が行われていたことから、文書課ではこの書類の番号等を押捺すべき余白さえもないこともあった。これでは文書の外観上不体裁を来すのみならず、整理上にも不都合を生じることから、総督に決裁を得る際には第一号用紙、民政局長に決裁を請ける際には第二号用紙といったように、各部局が不動文字を挿入した原議用紙を特別に調製することで、第一に文書の体裁を完備し、第二にその取扱上において便利である、との考えをもって原議用紙の稟請^①がなされることになった。

この稟請書には、起案用紙印刷方については従来各部よりそれぞれの請求があり、取扱上錯雑としていたことから、本議案決裁の上はこれらの印刷を止めるとともに、本議案決裁の趣旨を各部へ移牒するようにとの財務部からの意見が付されていた。さらに、赤字で「用紙印刷ハ財務部ノ主管ニ付他部ヨリ請求ニ応セラレサル事」との注意書きがあった。総督の決裁を得るための第一号用紙の備考には、

様式中朱書ノ分ハ其時々記入ヲ要スル分

他ノ伺又ハ稟申書ノ如キハ其文書ニ受付月日ヲ記入シアルヲ以テ茲ニ記載スル必要ヲ見認メス又直チニ立案スヘキモノハ勿論ナルヲ以テ立案ノ傍ニアル受領月日ハ不用ト見認ム

印刷注文ノ節ハ活字ノ位置篤ト注意ヲ要ス^②

とあり、この民政局長の決裁を請けるための第二号用紙の備考には、「記入方ハ前様式ノ例ニ倣フ」^⑤とあることから、総督決裁の起案文書と民政局長決裁の起案文書において、不動文字が予め記入された一定の様式が使用されることになる。

このほか、原議用紙における罫線については、昭和期にはいり一三行×2罫紙が一〇行×2罫紙に変更されるが、定型用紙は、明治、大正、昭和と時代を経ても変更されることなく、一三行×2罫線の用紙が踏襲されていた。

明治二九年一月に定められた原議用紙は、明治三〇（一八九七）年五月六日に記録掛から「原議用紙改定ノ件」^⑥として原議用紙のさらなる改定案が立案されることになる。ここで立案された内容とは、「公文書用紙ノ義ニ付キ通牒ノ件」において総督に提出する用紙は美濃紙罫紙を、局長に提出する用紙は半紙罫紙と定められていたにもかかわらず、経費を節約するため、総督決裁には美濃紙を、局長決裁には半紙を使用していた。しかし、これがかえって異なる用紙を使用することになったために取扱上における錯雑が生じた。では、どのような錯雑が生じていたのかというと、

1. 文書を探し出すのに不便であったこと
2. 装釘する際に用紙が揃わず半紙を継ぐなどの手数を必要としていたこと
3. 2の用紙を継ぐ作業は美濃紙を必要以上に使用するだけでなく、二・三名の経師職を雇用するなどの経費がかかってしまったこと
4. 現時点においても、用紙を継いで綴じなければならぬ原議用紙の半紙が原議書類中七・八割を占めており、さらなる費用が必要となること

などが挙げられている。このように異なる用紙を用いたことにより、整理上の遅延を来した結果、整理中の書類を参照に供することが出来ない場合が多く、善後策を講ずるには、原議用紙を改正するほかになかったというものであった。こうして、

1. 従来より規定の原議用紙は総督への決裁分に限り美濃紙を使用のこと
2. 区々にわたる用紙は整理上において不便であるため、必ず規定された用紙を使用すること

3. 各部課の起案で総督または局長へ提出する分は附帶書類とともに美濃紙を用いること

と、利便性と経済性を考慮して原議用紙も附帶書類とともに美濃紙を用い、用紙と用紙を継いで使用することがないよう規定された用紙を用いる方が得策であるとして改定されることとなった。

このほかの用紙については、まず、同年七月三日には、辞令類用紙について、高等官俸給辞令と判任官官記俸給辞令は桐御紋章漉込用紙を、高等官勤務辞令・高等官出張巡回辞令・高等官除服出仕辞令・判任官勤務辞令・判任官島外出張巡回辞令・退官賜金死亡賜金官吏賞与諸手当金辞令・委員辞令・懲罰辞令は鳥の子罫紙を、官吏各自ノ顧問等二対スル指令・判任官除服出仕辞令・判任官出向辞令・各種仮辞令は通常美濃罫紙を、雇嘱託員の辞令は判任官と同様の扱いとし、命免辞令は鳥の子罫紙を用いることが定められた^⑦。また、各県庁巡查看守辞令様式並びに用紙についても同日に制定された^⑧。以降、各課の原議用紙などの常時使用する用紙等が定められていくことになる。

明治三〇年五月に起案され、改定された原議用紙は、同年の台湾総督府官制改正に伴い、軍政および民政両局共通のものは新用紙様式に改定するが、旧用紙の残余夥多につき消費するまで使用し、今回の新用紙様式決裁の上は財務局経理課をして調製方に取りかかるといふ起案がなされた。添付された旧式の用紙には、「前決二依り此半紙用

紙ヲ不用トシ局長限モ美濃紙トス」と記載され、用紙の版心には、軍政局および民政局が削除された「台湾総督府」と記された総督原議用紙と局長限りの原議用紙が制定された。

さらに、翌三一年には各課における原議用紙制定および用紙制限に関する議案が提出される。それが、明治三二（一八九八）年一月一日に文書課から起案された「各課原議用紙制定及用紙制限ニ関スル件」である。そこには、民政長官以上に提出する原議用紙および民政長官若しくは民政部以上の署名をもって発送する用紙または各課名をもって発送する用紙について、これまでは決まった用紙様式がなく、「各課長限リ（主任ヲ除ク）使用スル原議用紙ハ未タ一定ノモノ無之其取扱区々」であることから、次の三点について定めるといったものであった。

1. 各課長または各課の名義で発送する公文用紙は、図表や雛形を除き、そのほかは半紙全面または半面罫紙を用いること
 2. 各課長または各課の名義で発送する封皮は小封筒を用いて、親展を除き開封のまま文書課に回付すること
 3. 各課長が決定する議案は規定の用紙を用いること
- こうして、各課長または各課名義での発送の公文用紙は半紙全面、半面罫紙を用い、発送は小封筒で、親展を除いて開封のまま文書課に回付し、各課長決定の議案は規定の用紙を用いるという一定の用紙を使用することが決定した。

その後、明治三四（一九〇一）年一月一月には、台湾総督府官制が改正され、この改正に伴い議案用紙を変更し、「総督又ハ民政長官ノ決裁ヲ仰クヘキ原議用紙ハ美濃紙ヲ用ヒ其他ハ半紙ヲ用ユル事」として、総督と民政長官の決裁事項は美濃紙を使用し、それ以外には半紙を使用することになった。様式について、各課長決裁を得るものは従前のものを使用するが、総督用・民政長官用・各部局長用・各課長用と決裁者によりそれぞれの様式が定められた。

次いで、翌三五年一月には、総督または民政長官の決裁を得る際、回議用紙への捺印方について、「各課ニ於ケル掛ノ有無等ニ依リ其取扱区々相成居リニ付キ此際之ヲ一定スル方取扱上便宜ト存セラレ候ニ付」⁽¹²⁾き、これを定めて次のように改訂している。

一 従来ノ回議用紙中主任ナル不動文字ヲ削除シ掛アル場合ハ掛名ヲ記シ掛長之ニ捺印シ起案者ノ捺印ヲ要スルトキハ掛長ノ下ニ捺印スルコト

一 掛ナキ場合ニ在テハ主任ナル文字ヲ記入シ責務者（仮令ハ主席者ノ如シ）之ニ捺印スルコト起案者ノ捺印ヲ要スル場合ハ前項ニ同シ

一 他掛若ハ其他ニ合議又ハ回覧ヲ要スルトキハ別ニ掛名ヲ記入セスシテ捺印スルコト⁽¹³⁾

当該文書には「総督府各部局事務分掌表」が付されており、ここに示されているように、総督官房の秘書課、警察本署の保安課、総務局の地方課、殖産局および土木局には課の下に掛は置かれていないが、総督官房文書課には、公文掛・報告掛・記録掛を、警察本署専属として高等警察掛と庶務掛を、警務課には経理掛と庶務掛を、衛生課には保健掛・医務掛・阿片掛を、総務局外事課には外国掛と対岸掛を、法務課には民刑掛・監獄掛・庶務掛を、学務課には教務掛・視学掛・編纂掛を、財務局主計課には予算決算掛・法規掛・金融掛を、税務課には国税掛・地方税掛・関税掛を、会計課には出納掛と調度掛を、通信局庶務課には総務掛と計理掛を、郵務課には振替貯金掛と郵便掛を、電務課には電信掛と工務掛を、海事課には船舶掛・航路標識掛・氣象掛を、参事官室には調査掛が置かれていた。そのため、(1)掛が置かれている課からの立案の際には印字されている「主任」を削除し、掛名を記入し

掛長が捺印し、起案者の印を必要とする場合には掛長の下に捺印することとし、(2)掛が置かれていない課の場合には主任の文字を記入し責務者が捺印し、起案者の印を必要とする場合には掛長の下に捺印することにした。このほかに、(3)他の掛もしくは他の合議または回覧を要する場合には掛名を記入せず捺印することとした。このように合議または回覧を必要とする案件に合議部署の捺印を必要としたことから当該文書にも見られるように多くの朱印が捺されることになったが、各課と各掛が明記され、掛を置く課はその掛名が記されることになり、掛を置いていない課は主任を責務者とするにより、起案文書に対する責任の所在が明確にされることになった。

議案用紙の改正に関する案件は、翌大正元年八月三十一日にも文書課から立案されている。この改正理由は、従来の議案用紙は立案から発送に至るまでに要した期間については知ることが出来るが、主務課の主任が何日間文書所持しているのが不明であった。そのため、主任の受領月日の欄を設けて、主任が文書を受領してから立案に至るまでの期間の遅速を知り、文書の経過を一見するだけでわかるように改正しようとするものであった。本件は、事務打合せ決議により改正されることになるが、決議の要点は、①文書課長を削除すること、②主任受領月日を新設すること、③本野の脇に三分の一の罫を挿入すること、④用紙は日本紙にすること、の四点であった。その理由を纏めると、

1. 成案文書は台湾総督府処務規程によりすべて文書課に回付し、文書課長は職権上当然成案文書の点検をしなればならない立場であること、したがって、議案用紙中に文書課長を記載する必要はないため削除するが、分課規程上文書課長の合議が必要とするものについては記載を要すること
2. 従来の議案用紙は立案より発送に至るまでの期間は知ることが出来るが、主任において何日間も所持しているものや不明になってしまったものについては知ることができないため、これを補う為に「主任受領月日」

を設け、主任者が文書を受領し、立案に至るまでの期間の遅速を把握し、文書の経過を一見して明瞭となるようにすること

3. 電信符号の記入または文字訂正において便利にすること

4. 起案用紙は文書課の保存上は当然であるが、さらに台湾総督府のように合議部局が多い組織の場合は「日本紙ヲ適当トス」とし、もし「廉価ナル西洋紙」を用いた場合は、「破損甚シ」いことから、「永久保存書類」とする場合に「多ク裏打ヲ施サルヘカラサル」を得ないため、このような不便さと手数とがかかる西洋紙を使う場合は少なくとも「模造紙六十斤若ハ八十斤」を使用すること。ただし、その場合には、「六十斤」を使用すれば「百枚ニ付美濃形ニ於テ四錢壹厘ノ利」があるが、「半紙形ニ於テ三錢七厘」の不利が生じ、「八十斤」を使用すれば「百枚ニ付美濃形ニ於テ一錢六厘」の不利が生じ、「半紙形」では「八錢七厘」の不利が生じること

と、これらの四つの理由により改正がなされることになる。この文書には次の比較表(第一表)が添付されていた。この表は、美濃紙と半紙および日本紙と西洋紙との価格の比較、さらに西洋紙では六〇斤と八〇斤との価格を比較したもので、美濃紙は高いが半紙については使用枚数は多いが価格は西洋紙よりも低く、起案用紙の一年分の合計価格を見ると日本紙が最も安い価格となっている。

第一表

	日本紙	西洋紙	
	美濃紙 百枚二付 二十六銭九厘	六十斤 美濃形 百枚二付 二十二銭八厘	八十斤 美濃形 百枚二付 二十八銭五厘
	半紙 百枚二付 十七銭三厘	半紙形 百枚二付 二十一銭	半紙形 百枚二付 二十六銭

起案用紙一ヶ年分価格比較				
	四十四年度 使用高	日本紙 価格	西洋紙六十斤	西洋紙八十斤
	美濃紙 三〇・四八〇枚	八一円九九〇銭	六九円四九〇銭	八六円八六〇銭
	半紙 四五・一八二枚	七八円一六〇銭	九四円八八〇銭	一一七円四七〇銭
	計 七五・六六二枚	一六〇円一五〇銭	一六四円三七〇銭	二〇四円三三〇銭
増減		増 四円三二〇銭	増 四四円一八〇銭	

（「議案用紙改定ノ件」から筆者作成）

結果として、西洋紙を使用した文書について、その文書が永久保存書類として保存される場合には、廉価な西洋紙は破損が甚しいため、不便で手間がかかり、裏打のための模造紙代が必要となるが、永久に保存するためには裏打を施すことが定められた。また、保存上の理由により永久に保存するためには美濃紙で統一させるという選択をしていることから、丈夫な美濃紙および裏打のための模造紙の使用は、永久に保存するための方策であり、価格よ

りも保存を考えたということが、最も重要な点であろう。

このようにして、議案用紙については次の要点が審議された。

1. 主任の受領月日は照会往復の場合において、往復の都度受領日から起算すること
2. 上官より口頭による命令の場合においては、その命令の日を受領日とすること
3. 罫紙の脇の罫は電信符号または文字訂正等に利用すること

4. 文書課長欄の削除については、台湾総督府処務規程により成案文書は総て文書課に回付することになっており、文書課長は職権上当然成案文書の点検をする必要があるため、議案用紙中には文書課長を記載する必要がないこと、但し、分課規程上、文書課長に合議を要するものについては記載を要すること

この文書において注目すべき点は、添付されている議案用紙には右下の決裁の文字の下に、矢印で時刻を記すことが出来るように時計が描かれていることである。この時計に時を示す針を書き入れることにより受領時刻や発送時刻を記すことを考えていたのではなからうか。そのためか、この用紙改定の案件については、各部局から多くの意見が付されており、特に発送月日印押捺について「発送日刻印押捺ハ手数トナルヲ以テ賛成シ難シ」とする意見が最も多かつた。この件に関する賛成の部局は、秘書課・統計課・外事課・財務局・警察本署・蕃務本署・法務部の七部局で、地方部・学務部・土木部・殖産局・通信局の五部局は反対している。反対するこれらの各部局は、附箋に意見を書き入れ稟議用紙に貼り付けられていることから、これらの意見および意見に対する文書課の答弁を詳細に見ていくことにする。

まず、地方部は「起案用紙改正意見ニ対シテハ大体ニ於テ同意ナリ然レトモ左記諸項ニ涉リ意見トシテ提出ス」として、「発案者ノ主張ニ依レハ主任者カ文書ヲ收受シタル日ヨリ立案ニ到ル迄ノ期間ノ遅遠不明ニ付之ヲ補ノ

為メ」とあるが、「従来ヨリ文書課乃至部局署ノ文書收受日附アリ取扱主任者ノ文書所持期間ノ遅遠ヲ推知シ得ルノ便充分ナリト認ム」と、もし「一步ヲ讓^{破損}□^{破損}発案者ノ意見ニ従フトキハ下ノ如キ不便又ハ不適合ノ点アリ如何」として、次の三つの点が不便であり不適合であると指摘していた。要約すると、

1. 各庁より提出する認可または許可処分を要する稟請書にして再三再四照復を重ねるため、立案処分までには多大な日数を要するもの場合は、「主任受領月日」は、事件の発端すなわち最初に收受した「文書受領月日」を記するべきなのか、または最後に收受した「文書受領月日」を記するべきなのか、もし、最初の受領の日を記するべきとして、同時に回数をも併記することになれば確実な取扱時間の遅速を知ることが困難であること

2. 一庁の要求、その他稟請にして統一の上各庁の状況意見を参酌すれば決定し難き事件あるいは処分上の時期機会を必要とするもの、すなわち言外に多く理由がある事件の立案処分に対しては、一般的文書と同様の処分期間の遅速を知る目的に適合せず、特種事件においてもこの形式によるものとすれば一々事件の経過は勿論進行上においては取扱期間の遅速に関し詳細なる理由を別に説明する必要が生じることになり、甚だ不便であること。

3. 本件の発案者の主張のように、「主任受領月日」記入の目的が主任者が文書を受領してから立案に到るまでの期間の遅速を知り文書の経過を一見明瞭にすることであるならば、事実反して「受領月日」と「立案月日」と始終懸隔しない月日を併記する弊害は如何にして妨ぐことができるのかということ

というものであった。さらに、地方部長は「發送月日印ノ使用ハ通信局及殖産局反対意見ニ同意ス」とあり、学務部は「当部ハ地方部意見ト同意ナリ」とある。ここで、反対意見を記した殖産局の附箋を見ると、

「發送日刻印押捺ハ賛成シ難シ蓋シ実行ノ結果ハ徒ニ繁雜ヲ来スノミニシテ大ナル効果ヲ現シ得ヘカラサルニヨル」

「主任受領ノ年月日ニハ立案ノ原因トナル事件ヲ主任カ受領セシ年月日ヲ記セシムルモノナリヤ然リトセバ圖書類ニ主任者ノ受領年月日ヲ押捺ノ処分ヲ可トセスヤ又上官ヨリ口頭ヲ以テ命セシメタル事件ハ其命令アリタル日ヲ受領日トスヘキ事^⑤」

などの意見が付されていた。ここに記されているように、發送日の刻印を捺印することの煩雜を考えると効果は認められないこと、また上官からは口頭を以て命じられる場合が少なくないことから、その口頭で命を受けた日を受領日とすること等は現場において臨機応変に対処する必要があり不便であることを挙げて反対の意見を記している。これらの意見は紙片に書かれ、起案用紙半面にびっしりと二重に貼り付けられていた。なお、この貼付は原紙への付箋紙の貼り付けの状態から判断して原状そのもので、後に貼り直したものではないことがわかる。

さらに、「各部局異見ノ重ナルモノ」として各部局の意見を纏めて文書課答弁と合わせて表記されていた。ここで取り上げた案件は、後に明確にしておかなければならない懸案事項でもあったことから、各意見が記された附箋とともに、文書課の答弁をも書き込んだものをこの文書に付し、そのうえで回議を行う必要があったのではなからうか。そこで、文書課が纏めた異見と答弁の内容を第二表に明記しておく。

第二表 異見と答弁

各 部 局 異 見	文 書 課 答 弁
<p>(地方部 警務部 土木部)</p> <p>再三照会往復ノ場合ハ其往復ノ都度ノ受領日ヨリ起算スルヤ当初受領ノ月日ヨリ起算スルヤ又各庁ノ状況等ヲ参酌シ時期機会ヲ必要トスルモノ意外ニ多シ此等ハ一々其理由ヲ説明セサルヘカラサルノ不便アリ</p>	<p>前段ハ往復ノ都度ノ受領日ヨリ起算ス後段ハ文書取締上認ムルヲ得ス</p>
<p>(殖産局)</p> <p>書類ニ主任受領年月日ヲ押捺シ置クヲ可トセスヤ又上官ヨリ口頭ヲ以テ命セラレタル其命令ノ日ヲ受領日トスヘキヤ</p>	<p>前段ハ必要ナシ後段ハ命令ノ日ヲ以テ受領日トス</p>
<p>(警察本署)</p> <p>本署ノ脇ニ二分ノ一又三分ノ一ノ罫ヲ入レ電信用符号記入又ハ文字訂正ニ便シ度シ</p>	<p>本件ハ適當ノ意見ト思料ス</p>
<p>(通信局)</p> <p>局長限リ使用ノ起案用紙ハ各局限リ適宜ノ様式ニ依ルコトヲ得セシメラレタシ通信局ニ於テハ別紙様式「<small>破損</small>」</p>	<p>起案用紙ハ府内ハ総テ一定スルノ必要アルヲ以テ可成区々ニ渉ラサル<small>（縦組）</small>□□ナリト認ム但シ現ニ印刷シ<small>（縦組）</small>□ルモノハ使用スルヲ妨ケス</p>
<p>(殖産局 通信局 地方部)</p> <p>發送日刻印押捺ハ手数トナルヲ以テ賛成シ難シ</p>	<p>本件ハ一々刻印ヲ押捺スルニアラス用紙作製ノ際印刷シ置クモノニシテ重ニ電報發送時刻ヲ知ルニ便スルモノニ付別ニ手数ナラス</p>

〔議案用紙改定ノ件〕から筆者作成

この文書に使用されている附箋は、それぞれの部署が大きさの異なる和紙に意見を書き入れて起案用紙に貼り付けた状態で回議しているが、定型の文言を印刷した附箋が貼られた文書も多く散見される。本案件は廃案と朱書きで記されていることから、これだけの反対意見が付されては賛成の部局が多くとも決議することはできなかったと考えられるが、文書史的に見れば、このような各部局からの紙面による異見に対して、紙面による答弁を行っており、紙面上での回議形式は、稀有な事例でもあるため貴重な文書といえよう。

ここで見てきたように、保存管理の観点から美濃紙を使用してきた台湾総督府であるが、美濃紙の価格高騰により用紙を改定せざるを得ない状況となっていく。それが、大正四（一九一五）年一〇月二九日に、中川友次郎財務局長が菊池武芳会計課長へ指示した次の文書からみることができる。

中央ニテハ多ク別紙ノ如キ軽便ナル罫紙ヲ使用致居候当府ニ於テモ之ニ倣フトキハ軽便ニシテ経費ノ節約モ出来得ルコト、被存候条実行スルコト、致シ度然シ上奏用紙其他右ニ依リ難キモノハ申ス迄モナク此ノ外ト承知相成度候也^⑬

と、中央政府では既に軽便な罫紙を使用していることから、総督府においても中央政府に倣い軽便にして経費を節約することとし、ただし、上奏用の用紙等は軽便し難きものであることから、上奏用についてはこの限りではないことが示された。この文書は、中川友次郎財務局長が菊池武芳会計課長への指示書であることから、回議文書ではない。そのため、上欄外には、「本件審査ノ上更ラニ可相伺一先供回覧候也」とあり、各部署への情報提供としての回覧であったといえよう。その後、十一月一日に、財務局より次のように民政部常用罫紙及起案用紙について

の起案がなされている。

当民政部常用野紙及起案用紙ノ儀ハ從來和紙ヲ用ヒ来リシガ客年一月西洋紙ニ改定ノ儀有之當時ハ六拾斤ノ西洋紙ニテ美濃形ハ美濃全紙半紙形ハ半紙全紙ヲ用ル方針ナリシニ依リ価格ノ上ニ於テ却テ高値トナル嫌アリ之レガ為メ改定ノ運ビニ至ラザリシガ其後尚進ンデ調査セシニ八拾斤ニテ美ノ形及半紙形半葉ノモノヲ両面刷リトセバ使用上故障ナキノミナラズ経費ニ於テ一ヶ年約参百円節減シ得ラレ且事務進行上頗ブル敏速ナルベシト信ズ依テ上奏用紙又ハ民政長官以上ヨリ發送ノ文書其他特種ノ分ヲ除キ和紙ヲ西洋紙ニ改定可相成哉仰高裁追テ在来ノ品ハ引続使用セシメ度添テ相伺候^①

財務局は、民政部常用野紙および起案用紙について、これまで和紙を使用してきたが、昨年一月に西洋紙に改定するとの議論があり、六〇斤の西洋紙にて、美濃形は美濃全紙、半紙形は半紙全紙を用いる方針であった。ただし、価格の上では却って高値になることから改定することなく従来用の紙を使用した。その後、さらに調査した結果、八〇斤にて美濃形及び半紙形半葉のものを両面刷りすれば、使用上故障がないだけでなく経費においても一ヶ年約三〇〇円節減することが可能であり、尚且つ事務進行上も頗る敏速になるとしている。したがって上奏用紙または民政長官以上より發送の文書その他特種の分を除き和紙を西洋紙に改定する旨の稟請がなされ、残存する用紙は引き続き使用することが申し添えられていた。

本起案には、品目・員数・単価・代価をもって従来使用してきた和紙と西洋紙とを比較した表（別紙一）が付けられていた。表中の甲と乙および計は赤字で書かれている。

別紙1

品目	員数	単価		代価	
		平均	〇〇三一	一一一	二九五
美濃全葉起案用紙	三五、六〇九	〇〇三一	一一一	二九五	
半紙全葉起案用紙	五五、五七一	〇〇一四	八三	一七五	
美濃全葉罫紙	四三〇、七〇四	〇〇二〇	八七一	〇六〇	
半紙全葉罫紙	二四八、〇二〇	〇〇一四	三四八	三二八	
計	七六九、九〇四		一、四一三	八五八	
甲 西洋紙起案用紙	四六六、三二三	〇〇一五	六九九	四六九	
乙 罫紙	三〇三、五九一	〇〇一四	四二五	〇二七	
全計	七六九、九〇四		一、一二四	四九六	
差額			二八九	三六二	

〔起案用紙ヲ西洋紙ニ改定ノ件〕から筆者作成）

この表の備考には、「墨書及朱書ハ大正三年度ノ決算額朱書代価ハ現今ノ相場ニ依リ之ヲ掲ク」と記載されている。これは、全葉についての比較であり、半葉についての比較表（別紙2）は次のとおりである。また、この表中の甲と乙および計も赤字で書かれている。

別紙2

品目	員数	単価		代価	
		平均			
美濃半葉野紙	八七、六〇〇	〇〇一	八七	六〇〇	
半紙半葉野紙	一二、七六〇	〇〇〇七	八	八七二	
西洋紙美ノ形半野紙	五六、六四〇	〇〇〇九	五二	二八五	
計	一五七、〇〇〇		一四八	七五七	
甲 西洋紙野紙	一四四、二四〇	〇〇〇八	一二五	三九二	
乙 全上	一二、七六〇	〇〇〇七	八	八七二	
計	一五七、〇〇〇		一二四	二六四	
差額			二四	四九三	

〔起案用紙ヲ西洋紙ニ改定ノ件〕から筆者作成）

この別紙2の備考にはも別紙1と同様の内容が記載されていた。ここには、大正三年度における稟議に要した紙の代価と同じ枚数の西洋紙の価格とを比較し、全葉の場合の差額は二八九円三六銭二厘で、半葉の場合の差額は二四円四九銭三厘であったことが記されていた。この差額を提示することにより、一年間で約三〇〇円節減できることを明確にし、美濃紙がいかに高価であるのか、西洋紙にすることで経費を節約することが可能であるということを示していた。こうして、これまで保存面を考えて和紙を使用していたが、大正に入り、財政面が重要視される

ようになり、台湾総督府は、総督または民政長官への稟請以外の軽微な案件に関しては安価な西洋紙を使用するととし、和紙と西洋紙とを併用していくことになる。

二、台湾における嘉義模範製紙場の創設

前節では、美濃紙が高価であるため、使用を重要な文書のみを使用することとし、通常の文書は西洋紙に移行させることにより支出を減らすという施策を見てきたが、それは高価な美濃紙を内地より調達していたためである。しかし、台湾には紙の原料となる三椏、楮および雁皮等が生息する地域も多く、紙を生産していたことも分かっていた。紙の生産が可能であれば、本府たる台湾総督府や地方の公共機関および附属機関が文書作成のために使用する美濃紙を生産することも可能であったと思われる。そこで、『台湾総督府公文類纂』や『台湾総督府民政事務成蹟提要』および『台湾日日新報』を詳細に見ていくことにより、台湾における紙の生産および製紙業について台湾総督府はどのような施策を行っていたのか、台湾において美濃紙の生産は定着したのか、内地からの移入は減少したのか等について、明らかにしていく。

まず、嘉義庁長である岡田信興は、管内の原住民居住地に野生している製紙原料が豊富であることから、美濃紙を産出する岐阜県に試製品の品質検査を依頼した。この試製品に関する品質結果は、岡田嘉義庁長から台湾総督の児玉源太郎へと明治三五（一九〇二）年一月一五日に報告されている。その内容は、

当管内蕃界地ニ野生スル製紙原料ノ豊富ナルハ兼而上申シタル次第モ有之候処未ダ其品質ヲ試験シタルコト無
之ニ付其優劣ヲ知ルハ最モ肝要ノ事ト思料シ昨年九月中三搦外二種ノ原料ヲ採取シ其試製方ヲ岐阜県ニ依頼致

置候処今回別紙ノ如キ成蹟ヲ得タル趣ニテ製品到着ニ付査閲致候処試製ノ品質何レモ可良ノ結果ヲ得タルモノ
 ニテ製紙事業ノ最モ幼稚ナル本島ニ於テハ好模範ニシテ頗ル注意ヲ惹クベキ価値アルモノト相信候因テ為御參
 考該試製紙三種相添へ此段及報告候也¹⁸

と、原住民居住地に野生する製紙原料が豊富であることが述べられ、試製品の品質はいずれも良い結果を得たよう
 で、製紙事業ではまだまだ幼稚である台湾において、この製紙事業を推奨することは良好な模範となるものであり、
 予想以上に注意を惹くべき価値あるものとして、報告書には今回の試製品である楮皮・雁皮・三椶の三種の試験結
 果が添えられていた。その試験結果を纏めると、

楮皮は、洪皮を剥ぎ白皮にすると、四分即ち一貫目（3.75キログラム）をもって四万目を得ることになり、
 白皮でもって製紙とするため五分即ち一貫目をもって五万目を得るとされ、地方の相場では、楮皮一円につき四貫
 目で、美濃紙にすると一九四八〇〇枚で代金は七円五〇銭なるという結果であった。

さらに比較すると、台湾の楮皮は、数年を経た後に伐採し皮を得たもので洪皮は厚く、そのため洪皮を剥ぎ白皮
 とするには多くの手数を必要とし、内地産の楮皮は洪皮を下等紙の原料に供しているが、台湾の洪皮は堅硬にして
 下等紙の原料にもできないことから、手数を考えて二割余の増費が必要であること、台湾楮は大木の梢にして数年
 を経過し、風嵐により損傷が多く且つ繊維が粗大で漉目も荒いため光沢なく赤筋が多いこと、内地では一〇月から
 翌年の一月の間に楮の苳込が行われ、同時に蒸してその皮を剥ぐのを通例としているが、台湾の場合は、五六月に
 枝葉が茂る際に大木の枝を伐採し楮皮とすることから、皮の内部は赤色で用意に色が褪せないため、製紙にすると
 その赤筋が顕れてしまうこと、また苳込時季ではない時期に行われているため収穫が減少しているという批評で

あった。

雁皮は、上皮を剥ぎ白皮にすると四分五厘即ち一貫目を以て四五〇目を得て、其の白皮を製紙すると四分五厘となること、地方の相場は、雁皮一円に付き三貫五百目で、雁皮紙一号判一丸五千枚の代金は一八円になるという結果で、その雁皮の用紙の現品が数枚綴じられていた。内地産の雁皮と比較すると、頗る下等にして製紙にした場合弾力が乏しく且つ色沢がないことを示し、その理由として採取の時期が適さず、大木の杪枝の伐採と混同していたからと思われることから、一層の注意を加えて、栽培採取等を内地の方法によれば好原料となるであろうという意見が述べられていた。

三椶は、白皮にすると五分即ち一貫目に付き五百目を得、白皮を以て製紙するには四分を得ること、地方の相場は、三椶一円に付き三貫五百目であり、製紙一丸五千枚（一号判）の代金は一五円となり、内地産の三椶と比較すると、全く異種のものであり、雁皮に類するものか、実際に輸入すると鳥足と称するもので、九州地方に尤も産するものであり、雁皮に類似しているが繊維は粗大で下等であると評している。

以上のように、内地の和紙に比べると紙質が非常に劣ることが報告されていることから、台湾において下等な製紙を産出する必要はないとされた。しかし、かかる台湾産製紙の評価とは相反して、原材料が豊富な中部において製紙工場の建設が進められていった。良い評価がなされなかったにもかかわらず、さらなる大掛かりな調査が行われるとともに、工場の建設が始められ、設備投資が進められていった。そこで、如何なる判断のもとで製紙事業がなされたのか、工場建設の真の目的とは一体何であったのかについて考察していきたい。

岡田嘉義庁長からの報告書が提出される以前の明治三四年一〇月に、台湾総督府技師の新渡戸稲造が「本島製紙業ニ就テノ卑見」を提出していた。この報告書のなかに、工場建設の真の目的が述べられていた。

本島製紙業ノ好望ナルハ別紙安場囑託復命書ニ依リ明ナリ我総督府夙ニ斯業ニ注目シ茲ニ調査ヲ遂クルヲ見ルハ甚タ欣フヘク将来之ニ向テ施設ノ宜シキヲ計ラサル可カラス安場囑託ノ意見ハ模範製紙場ノ設置ニアリ小官亦斯業ノ為之ヲ賛セスンハアラス然レトモ退テ考一考スルニ模範製紙場ノ事業其目的ト為スヘキモノニアリ⁽²⁰⁾

とあるように、台湾における製紙業は、殖産課囑託の安場末喜からの調査復命書により期待できることは明らかであること、将来において、製紙業の模範施設を計画しないという判断はありえないということが記されていた。ただ安場の意見は、模範製紙場の設置に重点がおかれており、新渡戸としては安場のいう模範製紙場設置について賛成しないことはないが、さらに熟考して、次のように述べている。

- 一 改良 本島人ノ従来襲用セル製紙法ニ改良ヲ加ヘ且ツ今日マテ本島製紙家ニ用キラレサリシ楮、絲簿、雁皮等ヲ原料ニ利用シ以テ一面ニハ産額ヲ増シ一面ニハ品質ヲ優進スル事
- 二 模範 已ニ模範ト称ス之ニ依リテ示サル可キ事項ハ營ニ生産物ノ品位ヲ進ムル技術的模範ニ止マラス同時ニ経済上事業ノ有利タルヲ証シ其計算ヲ明ニセサルヘカラス
- 三 授産 製紙ノ材料タル南部ヨリ中部ニ亘レル山間ニ多キヲ占メ其他ハ匪徒ノ巢窟ナリト称セラル今若シ斯業ヲ盛ナラシメハ彼等匪徒モ自然正業ニ復スルニ至ラン⁽²¹⁾

と、模範製紙事業の目的は、一に「改良」、二に「模範」、三に「授産」の三点であるとしている。一つには「改良」であるが、これまでの台湾における製紙家が原材料としているのが、楮、雁皮などの原料で、その原料を利用し、

産額を増加させ、品質を優進すること、二つには「模範」で、模範と称するための示すべき事項は、単に生産物の品位を進める技術的模範にとどまらず、同時に経済上の事業の有利たるを証明し、その計算を明らかにしなければならぬこと、三つには「授産」で、製紙の材料が南部より中部に亘る山間に生息しており、その地域は匪徒の巢窟と称されているが、もし製紙業が盛んとなれば、匪徒と称されるものたちも自然正業に復するであろうという期待が述べられ、治安という側面を加えることを提唱した三つの目的が示されていた。さらに、新渡戸はこの三つの目的について、決して単純ではないこと、事業そのものは単純であるのに比べて期する目的は、非常に複雑であるということを知ることにより、政府がこの事業を奨励するにあたってはこれらの三つの目的のいずれに重きを措くべきかの熟考を必要とすると述べるとともに、それぞれの目的に対して、分析を行っている。

まず、第一の目的については、これを達しようとするれば、経済的側面は度外視しても専ら技術に重きを措かざるを得ないこと、第二の目的を達成することは非常に難しく、達成するためには数万の資金を投じて官業とすること、一方には政府の収入を計り、一方には個人営業としての利益を示すこと、そのためには民間資本家を誘起する方法を必要とすること、しかもこの第二の目的を達成するには第三の目的とは相容れない関係にあり、匪徒授産の目的のためには大仕掛けの工場よりは小規模な工場を数多く各所に設けることなどを述べ、第一の目的のためにはまず試験所を設置すべきであるとしている。次いで、第二の目的のために官設工場を起すこと、ただしできなければ民間の起業を奨励すること、第三の目的のためには、手厚い補助のもとで小仕掛けの工場を数多く設立することで、この事業に対する方針として、三つの目的を同時に達成することが可能な機関を創設することであるが、これは到底難事であるとしている。そこで、来る季節は原料供給の関係において重要なため、まずは試験所を官設することであると、官設の試験場の効益は経済的試験より寧ろ技術的試験であり、これに反して民間による製紙業で

は技術上の巧拙より経済上の利益を主とするものであると述べている。つまり、これまでの製紙業の改良策と営利策とが両立することは難しく、生産物販売の点においては民間工場が官設工場に比べてはるかに勝っている。そのため改良された紙の販路が容易ではないとするならば、民間工場は進んで技術的改良にもその余力を伸ばさずであるうと、その理由を次のように解説している。

そもそも、紙の需要は文明の程度を計る標準とも称すべきものであるとし、英国には一ヶ年間人口一に対し紙の量は一五斤、米国は一三斤半、独逸は一二斤、露国は一斤半であることから明らかであるとしている。台湾では、日本紙しかも上質なる紙類の需要については、官衙に勝るものなどなく、明治三三年度において民政部が使用した紙量は二万八千余帖でその代価は二五〇〇円になっており、台北県庁の使用金額は三五〇〇円に達しようとしていた。この二つの官衙においてすらこのような額になることから、陸海軍幕僚、土地調査局、専売局、各弁務署などの使用額を加えたとすれば、毎年消費する紙価は数万円に達するであろうと、また、総督府が、官衙に用いる紙類を一定にして紙質を高めれば、営業者もまたこの需用に応じるために自然と質の向上を図り技術改良を加えていくことは必然であろうとしている。普魯西亞では、曾て製紙業を奨励する際に、ある会社をして用紙を製造しもって営業者間の模範となったことがあったように、その方法によれば民間会社に試験事業を托して補助を与え、技術的並びに経済的模範たる義務を負うようにすれば政府は営業を起す煩わしさを免れ、一挙にして第一と第二の目的を達することになろうと、ただ、第三の目的に至ってはこれによりて貫徹できないとしてもこの事業の主要目的ではないため、他の方法に譲り、民間の起業者にしてこの事業を望まないとすれば、安場の意見のように小規模なる試験所を設けて技術的改良を主として遂行し経済的模範は暫く他日の機会を待つほかなかろうと考えていた。

この新渡戸の意見は、安場による台北、台中、台南県および宜蘭庁への出張復命書からの考察であった。この復命書は、「曩ニ本島製紙事業視察ノ為メ台北、台中、台南県及宜蘭庁管内へ出張命セラレ取調候処別冊ノ通有之候此段及復命候也」として明治三四年一〇月七日に殖産課囑託安場末喜より民政長官後藤新平に提出された復命書「製紙事業視察書」である。安場は本島内を視察する前に、内地における三大和紙の産地である岐阜県の「美濃和紙」、福井県の「越前和紙」、高知県の「土佐和紙」において、美濃紙の原料についての調査を行っていた。そのためこの視察書は、一に「岐阜福井及高知ノ三県ニ於ケル製紙業視察」、二に「本島製紙事業及原料視察」、三に「意見書」とに分けて記載されている。一では、原料・原料調製・機械器具・漉造・紙類・楮皮繊維の紙・三稜繊維の紙・雁皮繊維の紙・糸スキ繊維の紙・美濃紙製造収支のこれらの項目において悉皆調査を行い、そのなかでも美濃紙の製造収支は漉工・粉碎工・漂白工・張付及乾燥工・塵除工・検査工等のそれぞれの職人毎の給与まで詳細に調べており、最後に各県毎に分析結果を述べている。

二の「本島製紙事業及原料視察書」では、本島の竹紙は紙質が悪くまた色合も白くなく未だ精製したる良紙とはいえないものがあること、寧ろ半製竹の「ポルプ」といふべきものは、適當の名称であると雖も本島人はこれを日常の需用に供して怪しんではいないこと、一ヶ年の全島中において消費する紙の価額は、八〇四、三九八円の巨額に達しており、このうち中国の輸入紙価と本島のものがあるが、本島ものは纔かに一六八、〇〇〇円で、これを差し引いた六三六、三九八円が対岸支那地方よりの輸入の紙価となっていることが記されていた。また本島における製紙の方法に関しては、粗紙であり技術その他は固より見るべきものはないとしても本島人は知識の程度まで勉めて発達せしめた者もあり、且つ本島の原料は実に驚くほどに豊富なため適当な方法を講究し、将来大いに奨励すれば中国からの輸入を防ぐことは至難の事ではないであろうという意見を述べている。

こうして、台北県、台中県、台南県および宜蘭庁における製紙事業の現状および原料に関し、その関係弁務署管内の雁皮・楮・三桧・糸スキ・竹・月桃草・萱等の紙の原料や糊となる黄蜀葵等の調査、白皮紙・重紙・半彷彿紙・二粗紙・白古紙・金古紙・大粗紙・粗本曹紙・傘紙・提灯紙・煙草点火紙・金銀紙（吉凶事において焼棄するもの）等の各種用紙を製造する業者において、紙漉き等の製造方法を調査し、製造収支収支踏査結果を詳細に記すとともに、三の「意見書」のなかで、製紙事業および原料視察の報告として、本島より産出する竹紙に関し改良すべき箇所「改良スヘキコト四箇条」を発見した旨を記録している。

その四箇条は、(1)「紙ノ漉上ケ数枚ヲ増加スル事」、(2)「紙料ノ粉碎法ヲ改良スル事」(3)「白紙ヲ漉造スル事」、(4)「紙料ヲ改良スル事」で、このうち白紙の漉造と紙料の改良の二項は、急ぎ改良の成功を期待したいが容易ではなく、漉上枚数の増加と紙料の粉碎法の改良の二項ならば、粉碎する際に用いる石輪仔を従来の水牛から水車に代えることで費用も多くなげることなく実行可能である事が述べられていた。この二項に絞った理由に、本島において一ヶ年算出する紙の価格は一六八、〇〇〇円にして対岸支那地方より毎年輸入する紙の価格はこの三倍以上に達するため、これまでの三ヶ年間の統計を見ると、

会計年度	支那地方よりの紙の輸入額
明治三二年	五一八、六二五円
明治三一年	五四三、三一八円
明治三三年	六三六、三九八円 ^②

〔意見書〕より筆者作成

となり、三二年には前年より二四、六九三円を超過し、三三年には九三、〇八〇円を超過しており、毎年輸入紙の価格は数万円を超過することが挙げられていた。

かかる対岸の支那地方からの紙の輸入額が年々増加する理由は、近年の本島製紙業者が紙価の下落により廃業するものが多くなったためで、台中県および斗六県管内でみると戸数五〇戸のうち二〇戸が製紙業者であったものの、ここ二三年で僅かに四戸を残すのみとなっており、そのため、本島紙の産額が年々減退していく現象とは反対に輸入紙が年々増加しているというものであった。この現状を打開するには、台南県および台中県の豊富な竹林を利用して、製紙業者の救済保護策を講じれば、製紙業の経済を改善することが可能となるため、水牛から水車へと代えて、紙籬を倍の大きさにして紙の枚数を増加させることにより、人手を増やさず生産量を増やすことを策とした。内地では、漉造を増加させるために七八年前まで美濃紙は二枚統、半紙は四枚統の漉造方法であったが、時勢の進歩が改良の思想を促し、その結果として、美濃紙は六枚漉造とし、半紙は八枚漉造としたことから、これまでの倍の枚数となった。しかし、紙籬が大きくなったために、職工等からはその操り方をめぐって、旧式に戻すよう頻りに苦情があったが、職工等も使用するうちにそれが通例となっていったという。本島においては、この点を考慮しこの紙籬の改良について、これまでの二枚統から四枚統とし、多少の苦情には内地における実行の結果が証明していることから通例となるという確信をもって、総督府において模範製紙所を設立し、利益等について説明すれば、本島人の性情から自然と水が流れるよりも速く理解するであろうと分析している。

そこで、この模範製紙所を設立する適当な地として、本島の中央に位置する台南県下の嘉義とし、工場敷地および機械器具一式の費用は五、〇〇〇円とし、そのほかの職員・職工の給料と事業費を一ヶ月九六円四五銭と見積っている。本島製紙業の面目を改め、数年を待たずして対岸の輸入紙の防止を目指すこと、また、嘉義の内地人の有

志等が豊富な新紙料の糸スキに垂漚していることから、資本を合わせて内地紙及竹紙製紙工場を建設すれば内地紙の収紙計算を立てられること、内地紙の輸入数量は、明治三二年で一八、一〇九円一六銭で、また仮に西洋式製紙所を設立し、嘉義や斗六の糸スキを以て紙料とすればその需用に應ずる量となること、ただし、「グラスボルプ」製造を基礎とし、一昼夜六、〇〇〇ポンドのボルプを製造する工場を建設するとして建家機械器具そのほかの諸費用として三八、〇〇〇円を要し、このボルプの価格が一ポンド三錢五厘とすれば、六、〇〇〇ポンドのボルプはその代価二一〇円を得て、その製造費および消耗費は、製造費二一〇円、消耗費一八一円で、差し引くと一日の純益は二九円となると見積られた。工場において使役する職工雑役夫など五一人を必要とするため、もしこの工場が本島中に三四箇所起業することになれば、無職や無頼漢の徒にとつてこの工場が屈強の収容施設となり、常職に就かせられるであろうと考えており、彼等が良民と化して島内におけるこのような者たちが漸く後を絶つということになれば便益であるとも述べている。

さらに、本島においては、土匪たる無頼の徒の多くが常職がなく、そのため良心を破り暴悪を呈するものとなっているが、これらに定業常職を与えれば十中八九は良心に復して泰平の民となること、総督府がこのことを嘉納し詮議の筋もあれば、第一に製紙業者を奨励し、益々その業の発展を謀り、第二に無頼の徒あるいは無職の民を駆りてその業に就かせられれば仁政の一端となり、総督の本島の統治に厚く至誠ありと、謹んで具申すると結んでいた。

こうして安場の具申が決裁されて、嘉義模範製紙場が建設されることになる。この安場は、明治三四年一月二二日付にて台湾総督府から製紙事業取調事務を囑託されており、中村是公事務官からの「三百円以内ナラバ差支ヘナシ併シ残額僅少ニ付可成減スル様計ラヒアリタシ」⁽²³⁾という電報による要請により、手当一ヶ月一五〇円にて内地及

び本島において製紙業に関わる悉皆調査を行ってきたのである。

この明治三四年というのは、一月一日の台湾総督府官制改正²¹により、民政部に一署五局を置くこととなり、同月同日の地方官官制改正²²により、廢置庁の大改革が行われた年で、それまでの三県四庁が二〇庁へ分割されることになった年である。台湾総督府は、当該製紙場の建設にあたって民政部殖産局の附屬機関として嘉義庁下に設置した。そのため、明治三五年における報告書「蕃界地ニ野生スル三極外ニ種ノ原料ヲ以テ試製紙ノ成績報告ノ件²³」は、置庁後の報告のため岡田嘉義庁長から報告がなされていた。史料学的に見ると、安場からの調査報告書は製紙業に関する踏査としては初めてのものであり、時間をかけて現地調査を実施した詳細な報告書であることから、新渡戸と安場による報告書は永久保存文書として綴じられ、岡田からの報告書は永久保存に次ぐ十五年保存文書として保存されたのではないかと考えられる。

明治三五（一九〇二）年四月には、製紙場事業の参考とするため、南部支那地方の製紙業に関する調査を厦門領事の上野專一に依頼し、見本として一通りの紙類を送っている。依頼した調査事項は、①製紙業旺盛なる地名、②製紙原料の種類、③紙の種類および名称、の三点である。これに対して、上野領事は後藤民政長官に宛て次のように回答していた。

一 製紙業ノ旺盛ナル地ハ永春州安溪県、汀州府連城県、龍巖州溪口梧宅等にして下等紙ノミノ重ナル産地ハ漳州府龍溪県溪南、全漳平県白沙、雁石等ナリ就中当厦門ニ搬出スルモノハ右汀州府、龍巖州ヨリ漳州浦南ヲ徑来スルモノ多キヲ占ムトイフ

一 製紙原料ハ大抵竹ナリ、其製法ハ右等地方ニ盛シニ生植セル小幹ナル竹ヲ伐リ漆喰ノ溜池中ニ浸シ置ク

多時ナレハ自然ニ腐融シテ柔軟質トナルヘシ之ヲ漉キ上クル方法ハ本邦ニ於ケル大差ナシトイウ

- 一 紙ノ種類及名称ハ紙質ニヨリ上等紙、中等紙、下等紙ノ別アリ猶其細別及名称并価格ニ至リテハ別属見本
ニ記載致置候間御査問相成度候²⁷

上野領事は南部支那地方において、①製紙業が旺盛なのは永春州安溪県、汀州府連城県、龍巖州溪口梧宅の地域で、そのなかでもとりわけ廈門に搬出するものは汀州府と龍巖州から漳州浦南を経由してきたものが多いこと、②製紙の原料は竹であること、製法は竹は漆喰に浸すと柔軟質になることから、この地域に生植する竹を伐り漆喰に浸し柔らかくなったら漉くという方法で行っており、日本と変わりないこと、③最後の猶書き以降の細別、名称、価格および見本については、当該文書に綴じられていないためわからないが、紙の種類および名称は紙質により上等紙・中等紙・下等紙と区別していることなどを報告していた。総督府からの問合せが四月一八日で、上野領事からの回答が同月三〇日であることから、二週間足らずで調査報告を行っていたことになる。

廈門からの報告後同年五月二四日に、動き出したばかりの製紙場について、殖産局は嘉義庁下に設置された製紙場は遠隔の地にあるため、軽易なものまで一々本局において指揮するには実際の事務取扱に支障を来すことは明らかであるとし、製紙場主任に限り処理することを認める事務分任の件が立案された。この事務分任事項は次の七件である。

- 一 物品出納命令又ハ証明ニ関スル事項
二 諸収入金徴収官ニ通牒ニ関スル事項

- 三 予算範囲内ニ於テ一口(百円)未滿ノ工事物件ノ運搬費買借勞力供給其他契約締結及処分ニ関スル事項
- 四 日額一円以下ノ傭員ノ進退スルコト
- 五 製紙伝習生募集ニ関スル事項
- 六 軽易ナル事件ニ付嘉義斗六ノ二庁ニ限照會往復ニ関スル事項
- 七 嘉義斗六二庁下ニ限り判任官以下五回以内ノ出張巡回ニ関スル事項²⁸

また、殖産局長は製紙場主任に対して、これらの事務分任のなかで重要な事項については施行後その都度報告すること、その他の事項は毎月末に取り纏めて報告することが示された。こうして、重要案件は毎回施行後に報告することとし、それ以外は月末に纏めて報告するといったように、明確に分けることで業務が速やかに遂行できるような体制を整えていった。さらに、同年一月には事務委任事項への追加の改正案が稟申された。その内容は、

第三項 一口百円ヲ二百円ニ改ムコト

第六項ノ次ニ左ノ一項ヲ追加スルコト

七 嘉義斗六二庁下ニ限り判任官以下五日以内ノ出張巡回ニ関スル事項²⁹

というもので、①工事物件について一口一〇〇円を二〇〇円に改め、②最後の項目の次に、嘉義庁と斗六庁の二下
に限り判任官以下の五日以内の出張巡回に関する事項を追加した。こうすることで、緊急に必要なとなった物件や出張に際しても主任判断で進められるように順次、事務の委任事項が改正されていった。

ここで、事務委任事項に関する第三二文書を詳細に見ていきたい。まず、該文書を件名と文書に付された文書番号等から見ると、次の(1)から(5)の五つの文書から構成されていることがわかる。(1)は「台湾総督府民政部殖産局附属嘉義模範製紙場主任ニ対シ事務分任ノ件」で、民政部内の起案番号は殖第一三〇九号と民殖第八八九号で、明治三五年五月四日に立案、五月三〇日に決裁された十五年保存文書である。(2)は「嘉義模範製紙場主任ニ対シ事務分任ノ件」で、民政部内の起案番号は殖第一三五二号で、明治三五年六月二日に立案され同日決裁された事務分任事項についての殖産局長から嘉義模範製紙場主任への部署間の文書である。これは、(1)の文書が決裁されたことによる殖産局長から製紙場主任への通牒文であることから、(1)と(2)は一件文書であることになろう。(3)は「嘉義模範製紙場主任ニ事務委任事項中改正ニ付キ伺ノ件」で、民政部内の起案番号は殖第一三〇九号ノ二と民殖第八八九号ノ一で、明治三五年一月二五日に立案され、同年一月二七日に受領、一二月四日に決裁され同日発送された十五年保存文書である。(4)は「嘉義模範製紙場事務委任事項中改正ノ件」で、民政部内の起案番号は殖商第一六八号と民殖第一三二二号で、明治三七（一九〇四）年五月一二日に立案、翌一三日に受領、同月二八日に決裁され三〇日に発送された文書で、十五年保存から永久保存に変更されている。(5)は、「分任事項中改正追加ノ義稟申ノ件」で、明治三七年五月五日付の嘉義模範製紙場主任の事務嘱託安場末喜から殖産局長代理竹島慶四郎への稟申書である。文書番号は、殖商第一六八号と嘉紙第一一〇号で、(4)文書と同じ殖産局農商課の番号が付されていること、(5)の製紙場からの稟申により(4)の改正を立案していることから(4)と(5)は一件文書であることがわかる。

この(5)の製紙場からの稟申書において、模範の実を示そうとするには事業の刷新と拡張を企画しなければならぬこと、その実績を挙げるためにも附近の官庁との関係上において分任事項第六条と第七条の委任範囲を広げる必要があること、伝習生が行う原料採集に関し近隣官庁との往復臨検を要するため、明治三五年に追加した二庁に加

えて、南投、塩水港、台南の三庁の追加が必要であることが示された。また、模範場の生産品が増高の場合における十分な倉庫が整備されていないため、その場合には臨機の処分を必要とすること、生産物取扱規程第四条及第五条に規定する具申認可を経る手続については臨機に処分した後の報告とすることが述べられていた。ここでさらなる具体的な改正内容が次のように示された。

第六 軽易ナル事項ニ付南投、斗六、嘉義、塩水港、台南ノ五庁管内ニ属スル各官庁へ照会往復ニ関スル事項

第七 南投、斗六、嘉義、塩水港、台南ノ五庁管内ニ限り判任官以下十日以内ノ出張巡回ニ関スル事項

同 分任追加

第八 生産品処分ニ関スル事項³⁰⁾

模範製紙場主任への事務分任事項は、①官庁への軽易な照会往復に関する事項および判任官以下の一〇日以内の出張巡回に関する事項であり、②嘉義および斗六の二庁から南投・塩水港・台南の三庁が追加されることにより、摘要される庁が五庁となり、加えて、③生産品処分に関する事項も分任事項として追加されることになった。

では、これらの(1)から(5)の文書を史料学的に見ると、(3)文書の上欄外に、「文書課ヨリ借り受ケタルノ分ニ付民殖第一三一二号ト一括相成度候」と墨筆された附箋が貼付されていることから、文書課から借り受けた文書は(4)文書の第一三一二号と一括保存すること、(4)文書の右欄外には、「三十五年民殖八八九号ニ一括ス」というスタンプが捺されていることから、明治三七年の文書である(4)文書は明治三五年の文書である民殖第八八九号に一括保存されたことを示している。これらのスタンプ情報は史料学的に非常に重要なものであり、こうして、(1)と(2)および(4)

と(5)が一件文書であることに加えて、(1)と(3)および(4)を一括して保存することにより、(1)から(5)の文書が一件の文書として纏められることになり、さらに永久保存文書として保存されることになったことがわかる。

さらに、明治三八（一九〇五）年五月には、模範製紙場の近來の生産額は事業の進捗に伴い益々増高するため官庁や商人等の需用者への売却が頻繁に行われる見込みであること、その際に従来通り多くの手続きを踏み、その都度稟請し指揮を待っているのでは機会を逸してしまうこと、代価については官庁へは民政部送りと同価格とし、商人へは官庁渡へ八分五厘を懸けた価格とする見込みであること、今後益々事業を拡張する上において現在の分任事項第六項第七項の範囲では狭小にして往々に支障を来すこと、生産力を増加し供給を充たす上において往復臨検の回数が増すという理由により、更なる事務委任事項の改正を求めていた。ちょうど一年前の三七年五月に、第六項と第七項について、嘉義・斗六の二庁から、南投・塩水港・台南の三庁を加えて五庁への軽易な照会往復および出張巡回に関する事項が分任されたが、今回の委任事項範囲はさらに拡大され、第六項は「本島内各官庁」に、第七項は「本島内」に改めることにより分任事項の適用範囲が本島内へと拡大された。加えて、第七項の次に「一廉四百円未満ノ生産品ノ払下処分ニ関スル事項」が追加された。こうして、模範製紙場設置以降四度目の事務委任事項中における改正がなされ、軽易な事項の照会往復および判任官以下の出張巡回の事務分任については本島内全域が対象となったのである。

三、嘉義模範製紙場と嘉義製紙合名会社

台湾総督府は、大量に発出する文書に使用する紙製造工場創設を政策に掲げて、用紙の原料が自生する嘉義に模範製紙場を建設し、まずは技術者の育成を始めた。明治三六（一九〇三）年二月に、新渡戸殖産局長より殖産に

関する事務を取扱うには適当な人物であるとして、古谷伝を嘱託として模範製紙場に迎えている。⁽³²⁾翌三十七年には製紙伝習生を養成するための「模範製紙場製紙伝習生規程」⁽³³⁾が制定され、この規程により、伝習生は、「満十七年以上ノ男子ニシテ身体強健品行方正家事ノ係累ナキ者ヨリ募集」し、これに志願した者は、「管轄庁ヲ經由シテ嘉義模範製紙場ニ提出スヘシ但シ身元保証人ハ丁年以上ノ男子ニシテ戸主ニ限」り、「場内ニ寄宿セシムルコトアルヘシ但シ食料被服等ハ一切自弁トス」るが、授業の余暇は相当の手当が支給される雇の業務に従事し、「六箇月以上一箇年以内」の修業期間を経て、製紙に関する一切の技術を修得することになる。

そして、同三十七年には、模範製紙場が生産した製紙について、各官庁の需用に供する場合における売却代金はすべて国庫歳入に編入することになった。その方法は、

- 一、製紙ハ民政部及島内各官庁ノ必要ニ応シ供給ヲ為ス
但各官庁トノ間ニハ別ニ契約ヲ締結セス前以テ年度内ノ所要高ヲ確メ生産ノ都度夫々送致スヘシ
- 二、売却代金ハ一切民政部徴収分掌官ノ直接収入ニ立ツルヲ以テ各官庁ニ供給ヲシタル都度種類数量価格ヲ各庁私命令官別ニ明記シ本局ヘ報告スルヲ要ス
- 三、製紙出納上ニ於テハ各官庁ヘ送付ノ都度売却トシテ相当帳簿ヲ除却スヘシ
- 四、本年度中各庁需用高確定次第本局ニ報告スヘシ
但民政部所要高ハ左ノ如シ

美濃白紙 壹万式千帖
半紙白紙 六千帖

中以上ノモノ

五、運送費ハ各官庁ト交渉ノ上彼秘何レノ支弁ニ属スルヤ前項ト全時ニ各庁別ニ報告ヲ要ス³⁴⁾

として、模範製紙場の製紙は、民政部および本島内の各官庁の必要に応じて供給するが、各官庁との契約は締結せず前もって年度内の所要高を決めて生産の都度それぞれ送致すること、売却代金は民政部の徴収分掌官への直接取入とし、各官庁に供給の度に種類・数量・価格を各庁払命令官別に明記し本局へ報告すること、製紙の出納上は各官庁へ送付の度に売却にして帳簿を除却すること、本年度中各庁需用高確定次第に本局に報告すること、ただし、民政部の所要高については、美濃白紙が一二〇〇〇帖、半紙白紙は六〇〇〇帖とし、運送費は各官庁との交渉の上で、どの支弁に属するのか、所要高とともに各庁別に報告することが定められた。

同年八月には、嘉義庁嘉義東堡凍仔脚庄官有原野を模範製紙場の附属用地に決定した³⁵⁾。匪首朴添丁一派が占拠していた場所であったが、三五年の討伐終了とともに警察官吏派出所を設けてこの地への移住を勧誘したところ応ずる者なく、開墾成功の見込みもないため、予約売渡指令取消が認証された土地であった。この土地は、模範製紙場からすれば遠くない場所にあり、原料培植上必要であるとして附属用地に決定し接受することになり、一二月には、模範製紙場員（判任官・雇員・嘱託員・傭員・傭人・職工・小使等）による附属地である嘉義東堡凍仔脚庄への出張旅費と南投庁北投堡双冬庄および斗六庁打猫東頂堡大湖底庄にある製紙場への出張旅費との区別を明確にするため、模範製紙場員のための日額旅費支給規程が制定された³⁶⁾。

このようにして、模範製紙場および原料を培植する附属地を確保し、機器等の設備投資を行い、製紙に関する一切の技術を修得する伝習生制度まで設けて、総督府および地方の各官庁へ文書用紙を供給し、その売却代金は国庫へと編入するという総督府における重大施策であった。

さて、ここで、明治三十七年に安場が嘉義および斗六兩庁の他、南投、塩水港、台南の三庁への照会往復や出張巡回が行われ、翌年には本島内全域が対象となった理由について考えてみたい。(3)および(5)の文書において原料採集のための照会であり出張であることは書かれているが、それ以上のことは記されていない。そのため、嘉義模範製紙場の設置から廃止に至るまでの経緯を『台湾日日新報』の記事から見ていくことにする。

まず、製紙場設置当初の模様については次のように記している。

嘉義模範製紙場仮事務所は嘉義城内三角窓街に設置し愈々去月二十七日より事務を開始し居れるが其工場は同城外嘉義公園の下双地比庄にして面積約四千坪建物総て五棟内四棟は粗々落成を告げたり該工場は水力を応用すべき必要あるを以て嘉義街の飲料水なる八掌溪の水を利用せむとし先般来土工を興して水平の勾配を定むる為丘陵の下腹を穿ち四十三間の隧道を作りて大溝渠を通じたり総て建築土工に要する費用は一万六千円の予算なるが来月中には孰れも完成の見込にて既に工場に据付くべき諸機械の如きは東京より購入し目下台南まで着し居る由なれば七月初旬には愈々始業の運びに到るべしとなり因に同工場の主任は安場末喜氏にして他に囑托技術家三名あり職工は五十余人の土人を使用する筈なりと云ふ⁽³⁷⁾

こうして明治三五年四月に嘉義公園に四五千坪の建屋が落成し、工場主任に就任した安場が悉皆調査にて分析した改善要点の一つであった紙原料を粉砕するための水車の利用は、この工場において実施されることになったことから、八掌溪から水を引くための隧道や溝渠建築にかかる経費として一万六千円の予算を投じて建設されることになり、東京から諸機械を購入し、技術者は三名、職工は五〇人余りの台湾人を雇用する予定で七月に始業できる運

びとなった。

しかし、九月になっても製紙場での事業を始めることができなかった。その理由として、「米国某会社に注文したる水車も既に到着し目下其据付中の由なるが据付に就ては多少の設計を要するより土木局は頻りに之に閱して設計書の調製中³⁸」であり、機械の調整により遅れていると伝える新聞記事の「製紙模範工場の近状³⁹」のなかで「同模範工場の原設計に属するピーター室、漉場、蒸解乾燥室原料及薬品倉庫事務室、職工宿舍等已に其建築工事を了へ之に据付くべき機械の内タルビン水車を除けば余は一切嘉義に到達したるビン水車も目今台南より運搬中⁴⁰」であること、ただし、八月一三日の暴風雨にて水道が崩壊し修繕が必要であること、修繕および据付工事が完了すれば一〇月初旬には事業に着手できることが報じられるとともに、「同工場は本と模範を主とし営利を外にするものなりと雖も其据付漉槽五台に対し一ヶ年格四千三十二貫、茅六千四十八貫及び玉芙蓉七百二十貫」を必要とし、原料の採集供給にはたくさんの人手が必要であるため、原料所在地方の保甲がこれらの作業の担い手になること、機械据付次第直ちに運転を行う手筈であることが報じられた。

さらに、「営利を主たる目的としたるに非らず工芸上製紙の模範を示し予て工芸発達を促すにあるは勿論なるが最初の調査に依れば製紙の原料たる楮皮、三椏、雁皮、萱竹等は特に製紙原料として栽培したるものなきも以上の植物は本島各地の原野に繁茂し居るのみならず之を採集するにも買入るゝにも内地に比して安直且つ容易⁴¹」であり決して不足することはないと予測し、昨年四月以来、苦力人夫を雇い用水を汲み、製紙業に着手したことが報じられた。創業早々各種の問題に直面した模範製紙場の事業が開始された頃、嘉義にもう一つの製紙工場、製紙会社が新設されたのである。この出来事は、嘉義という原料が豊富に自生する土地柄であったが故の結果ではあるが、同時期に製紙工場が二つも建設されたことから、野生原料がたちまちにして竭尽してしまう。そのため、より一層紙

の製出を行おうとすればするほど、遠隔まで行き原料を採集しなければならず、原料の竭尽は製紙業上の一大障害となり、当事者が苦慮する原因となった。⁽¹⁾

模範製紙場が新設された当時の嘉義は、紙の原料が豊富に自生していたが、製紙会社の建設により、豊富な紙の原料が欠乏してしまったため、模範製紙場員が原料の採集のために、嘉義庁・斗六庁以外の南投庁・塩水港庁・台南庁へと足を運ばなくてはならず、最終的には原料採集の対象は全島へと拡大していった。そのため、事務分任事項を毎年改正しなくてはならなくなったのである。かかる記事は、続けて次のように語っている。

今何故に僅々一年ならずして最初の予測と反せる結果を生ぜしやと云ふに凡て野生の植物は其の性質品位とも人工栽培に及び得べきにあらざれば一見無尽蔵の如き観あるも其の製紙原料たる線緯は極めて少なく為めに多数の植物を採集したるにも拘らず實際製紙原料に供せられたる部分は僅少に止まりしに依るものなりと云ふ去れば模範製紙工場にては単に利益事業に非らず所謂勸業的の事業なれば其の原料の不足若くは其の代価の高下に頓着なく各種の製紙を為して最初の目的を達し得べきも之と相對して興りし製紙合名会社の将来は如何と云ふに当分の間は一方には楮皮三楮雁皮等の植物を栽培し之に依りて其の事業を拡張し得べき迄は従来の本島製紙たる萱竹を原料として製出するものに止むるより外なからんとの事なり一旦其の發達を見掛けたる上は其の原料の不足位にて頓挫せしむるは工業の發達上誠に喜ばしき事にあらざれば此際原料用材の栽培奨励に力を尽すは産業上至当の方法ならんとの事なり⁽²⁾

と、模範製紙場は利益事業ではなく所謂勸業事業であり、そのため原料の不足や代価の高下に関係なく各種の製紙

を製出するのが当初からの目的であった。これに反して製紙会社は営利目的の会社であることから、楮皮・三楮・雁皮等の製紙原料を栽培して事業を拡張することが可能となるまでは、従来の本島の製紙業者が行ってきた萱や竹を原料として粗紙を製出するほかに、原料不足により製紙業が頓挫することは工業の発達上不都合であり、また原料用材の栽培奨励に力を尽くすのが産業上至当の方法であると報じられた。原料の豊富な嘉義ではあったが、この記事にあるように、野生の植物は一見無尽蔵のごとくみえるが製紙原料である線緯は極めて少なく、多数の植物を採集したとしても実際に製紙原料に供せられる部分は僅少であるということからみても実際に野生の原料だけでは二つの製紙工場に供給できなかったといえよう。これらの製紙工場はそれぞれ設立の目的は異なるが、結果として、製紙業が競合することになったのである。

嘉義製紙会社（当時は嘉義合名会社）では、翌月二八日、「開業以来僅に二三ヶ月なるも日々使用せる漉槽は四台にて本島職工中最も熟練せる者は一日三千五百枚の美濃紙を製出する迄に発達」し、「初年は一千乃至二千円の損失を見込み二年目に及び初めて収支相償ふべき筈なりしに今日已に収支略ぼ償ふに至りし由なれば同会社事業の前途は多望^④」であること、「製出する紙は品質に於て内地産紙を凌駕するに至り中村土地調査局長の如きは同局の用紙供給は会社に為さしむべしと明言せしとの説あり今日迄の成績は此くの如く良好なり要は今後の施設如何にあり」と、紙の品質もよく中村是公土地調査局長にして局の用紙に採用するという説まである希望に満ちた製紙場に、「今後の施設如何にあり」という点に注目した後藤民政長官が来訪し、会社の前途における重要な指針といふべき訓示が加えられた。その訓示とは、

諸君は今後小成に安んぜず収利を得るに及ばゞ之をと積立て会社が後来独力拡張の余地を作り以て本島最初の

製紙会社としての模範を垂るべし是れ独り会社の為めのみならず南部紙業発達の為め希望する所なり凡そ製造を以て営業とする会社に於ては兎角創業時代の技術者に対し待遇の途を誤まり為めに失敗せるもの多し会社は深く茲に鑑み功労ある技術者に対しては永く相当の礼遇を加へ資金の余融を生じたる日を待ち彼等をして智見を広くするの機械を与へ以て製品改良の途を計らるゝに於て遺憾なきを期すべし⁽⁴⁵⁾

と、本島において最初に創設された製紙会社としての模範たるべしという言葉のなかには、会社のためというだけでなく、南部における紙業発達への貢献であり、創業時代の技術者に対する待遇を誤ると失敗することもあるため、功労ある技術者に対しては永く相当の礼遇が必要だということの考えには、後藤自身が医者であったことから技術をもって貢献する者への配慮がみえてくる。これは後藤が台湾において各分野における専門家を招聘し調査および分析を行った上で、インフラ整備を実施していった過程で得た教訓であろう。その後、有望とされた台湾における製紙工場は、嘉義だけではなく、南投庁にも建設されることになった。

明治三十七年、南投の亀仔頭方面南港溪一帯が野生楮に富み、地方によっては他の種類を交えず野生楮が一面を蔽うほどの原野が確認され、これを利用して製紙業を興す計画で模範製紙場へ徒弟を送り目下修業中であることが『台湾日日新報』に掲載された⁽⁴⁶⁾。この修業中の本島人四名は、技量を一人前として認められ、南投において有志数名が発起人となり極めて小規模の製紙会社を興している⁽⁴⁶⁾。斗六庁では、模範製紙場にて技術を習得し修了証書を授与された四名が斗六庁打猫東頂堡大湖底示に創設中の製紙業に従事することになった⁽⁴⁷⁾。こうして、南投および斗六に製紙工場が誕生したことから、模範製紙場からの出張に関して、これらの二つの製紙工場への出張と、嘉義庁内の附属地への出張との区別を明確にするため、明治三十八年に模範製紙場員の月額旅費支給規程を定めたのである。

製紙場における問題は紙の原料の質および量的な問題のほかに、水の確保という課題があった。これまで、適当な水利を得られず製紙の量産に繋がらなかったため、水利の拡張方針を取り、塩水港庁管内八宝藜庄にある池を利用してのこととした。そうすることによって、「原料の竹百余万斤を浸漬したる由なれば今後は著しき事業の発達を見る」⁽⁴⁸⁾であろうこと、模範製紙場において「良好なる紙質を有する長尺の巻紙を製し頗る廉価に発売し得る」に至ったのである。しかし、模範製紙場は従来の漉船が五、六槽しかなく小規模であったこと、毎年水害のため水路が破壊されたこと、これらの悪条件により一年のうち一定の期間事業を休止せざるを得なかったため生産品が減少したことから、大規模な土木工事を行い、用水路を確保し漉船も一〇槽に増やした。その結果、「日々美濃紙及半紙を合して十縮以上を製し且つ画箋紙も幾分づゝ抄造しつゝあり」⁽⁵⁰⁾と美濃紙、半紙および画箋紙が生産されるようになった。

さて、明治三五年に模範製紙場と競合するように創立された嘉義製紙会社も水害等のために事業が中断していた。模範製紙場の有志が製紙会社の事業を引き受けたことで三八年三月に事業が再開し、転業を余儀なくされた職工を呼び寄せ小規模ではあるが抄紙を製造、その抄造書簡紙を並木商店や台北医院内仁斎団物品販売部および台南博物館において委託販売することになった。販売値は上一巻一〇銭、中一卷九銭、下一巻八銭の比較的廉価で、販売高が二、三千巻に達した際には事業の拡大を計画するにまでになった。⁽⁵¹⁾

明治三六年に囑託として赴任した古谷は、「銳意事業の革新に熱中し機械其他も追々改良す」れば「一ヶ年の製造紙類価格数千円を超えざりしに比し本年は一躍して其の三倍に進ましむる予定」⁽⁵³⁾であり、「目下製紙原料は楮、三ツ楮、竹類、姜黄、茅の五種より製するものなるが内三ツ楮は内地より移入するも他は悉く本島産を以て」⁽⁵⁴⁾紙を製造しており、辞令用紙・美濃紙・半紙・画箋紙・唐紙・塵紙・粗紙・色紙・巻紙・竹ポルプ・宝紙などそのほか

にも各種の紙を製造するまでになっていた。このなかでも、辞令用紙、美濃紙、半紙等は紙質も良好であり、総督府または南部各庁における使用額が増加し、全島各庁下の公学校生徒用習字帖は悉く製紙工場が供給するもので生徒は三万五、六千人に上り、紙質においても土佐が産する紙と比較しても劣ることもなく、優等品を製造するまでに至ったが、⁽⁵⁵⁾いまだ大量の需要に応じるだけの製造設備が整っていないことが課題ではあった。

台湾内における紙の需要が増え、製造する紙質がよくなった明治三九年、嘉義において大地震が発生する。嘉義は頻繁に地震が起こる地域ではあったが、三月一七日の大地震は被害が甚大であり、市内に設けられた官庁舎、商店、家屋が全壊または半壊の状況にて、模範製紙場関連でいえば安場主任の家屋や模範製紙場関係者の宿舍が潰倒してしまつたのである。⁽⁵⁶⁾家屋が全壊した安場ではあるが、同年一〇月には、模範製紙場について次のような談話を残していた。三六年一月に開業式を挙げて以来四年目にして事業が進歩し、来年の四〇年度には設備を改善拡張し、設立当初の目的にかなうまでの程度に達したこと、毎年の雨期には工場の用水路が破壊され休業を余儀なくされたこと、製紙場の紙の需要が激増し、供給に応じられない事態となっているため工場の拡張を感じていること、当製紙場製造の紙類の品質が精良であることを世間が認めたために需要が増えたこと、一年間の紙の需要は対岸からの輸入が七〇万円、内地移入の和紙が三〇〇万円であり、七〇万のなかには粗悪なものが多いがこれは金紙銀紙という廟において燃やすものであること、この風習はこれからも続くと思われるため、これらの紙類を製造することにより対岸からの輸入を抑えることが可能であること、しかし、この粗悪な紙の製造は簡単に農家の副業など手工によるもので大規模な機械を利用するものではないこと、この風習も文化の進歩とともに廃滅するものであることから、将来の台湾において需要あるべき和紙や洋紙を製出することが紙業舎の着眼すべき事であること、などが語られていた。⁽⁵⁷⁾

さらに、四〇年には「製紙談話」として、

今日支那より本島に輸入する紙即ち唐紙画箋紙並びに紙箔の類年々五六十万円の巨額に上る、曾て総督府の命を受け福建江西安徽浙江各地を巡遊せしが支那箋紙の本場は安徽を第一とし福建及び江西之に次ぐ、当時百里許り閩江を遡りしが製紙の原料は総て孟宗竹にて之に或種の樹皮を混ず其樹皮は工業の一秘密として何人も語るものなけれど藤蔓及び檀皮なるべし、台湾には支那の孟宗竹よりは性質もよく繁殖成長共に佳良なる桂竹あり用ゐて紙を造るに可なり此桂竹は平地に少けれど全島の山には何処にもあるべく嘉義及び斗六最も多く継続して南北に互り殆ど海岸に達すべし、夫の安平海の筏を造る麻竹も支那にて用ゐる孟宗竹も共に各地に散在すれど本島にては桂竹の無尽蔵なる以上他の比較的わるき竹を用ゐるに及ばず

一体紙の原料として内地に古くより用ゐられたるは楮木なり越前美濃杯名所なり之を以て作れる紙は例の書院紙の類にて甚だ丈夫なり、台湾にも野生の楮甚だ多し之を用ゐて作れば内地同様の紙を作るに難からず、改良紙といふは三叉又は三叉に他のものを混じて作りたるものなり、雁皮紙は雁皮より製す是は本島にも野生して沢山あり但し総て人里近き処にのみ生じて其新芽は豚や牛の爲めに喰はれて生長すること能はず何か方法を設けて之を保護するとせば単に野生のものゝみにても相応の産額を見るに足らん⁽⁵⁸⁾

と、曾て総督府より復命を受けて調査した中国製紙業の産地や本国の和紙の名所の原料と台湾の原料とを比較してその分析結果を解説していた安場は、翌四二年五月二六日に模範製紙場主任を辞任し、内地へ帰還することになった。⁽⁵⁹⁾ その後は翌四二年春頃に設立予定の竹林会社で経営の任に当たることになった。

模範製紙場は、元より営利目的をもって設けられたものではなく、仮令年々二万の経費を投じて僅かに七千円の収益を得るに過ぎないと雖もこれは失敗というものではなかった。嘉義の山地には桂竹が、近年調査の結果発見した竹頭崎梅仔坑奥には竹林が七、八千甲もあり従来の方法にて製紙を製造すれば一〇〇万円以上の収益を上げることが可能であるにもかかわらず、山深く交通が不便であることから好財源ではあっても地理的に遠すぎた。当時、嘉義における地米が粃にて三〇万石一五〇万円、砂糖が一五〇〇万斤九千円と見積るところ、順調よく紙の製造が進めば、一〇〇万円以上の利益を上げるといふ⁽⁶⁾、しかし、実際に想像できないものについてはその場限りの間に合わせのものもを根拠とすべきではなく、結局、明治四〇年一〇月には、模範製紙場は、新たな設備を投資し、製造してきた美濃紙や半紙などを諦め、専ら画箋紙や唐紙を生産することになった。この唐紙で作る帳簿類などは輸入品より代価が安価なため相当の販路が予想されることから、将来における製造品の販路を拡張し得るに相違ない⁽⁶⁾と伝えられた。このことは、唐紙の販路が拡張すると雖も製紙場開業当初の目的であった美濃紙製造への期待が消えた瞬間ではなかったのではなからうか。こうして画箋紙や唐紙の販路を拡張するために、中国から職工の雇用を始めたのである。

翌四一年九月一六日には模範製紙場における唐紙や画箋紙の製造、職工の育成状況および中国よりの職工の雇用について、次のように報じられていることから製紙場の役目が大きく変わっていったことがわかってくる。

目下中島属監督の下に原料製造人四人、漉場六人、張場六人都合十六人の職工を使役し居れり原料は同地方の竹なるが多量の石灰を使用するが為め原料出来上りまでに百斤六円乃至七円を要するを以て未だ収支相償ふ能はず先頃米石灰を使用せず単に清水浸しとして原料を作ることを発見し目下研究中にあり製造せらるゝものは

唐紙及び画箋紙にして一箇月六七百円の産額ありて東京及び大阪に特約先ありて製造出来したるものは直ちに此兩所に送らる一枚の価格画箋紙は四錢唐紙は二錢五厘なり当局者の語る処によれば先頃支那より五名の職工を備入れたるも彼地にては台湾へ紙の製法を伝授することを惜み熟練なる職工を脅迫して一人も渡台せしめざるやうに為したれば雇入方を請負たるものは忽ち迷惑を来し百万奔走の結果漸くにして約束の人数を送り越せしも右の次第なれば技術も劣等にして且鳥合の者のみなれば原料、漉、張等一致を欠き到底見込なければ間もなく追還へしたり而かも現状の儘にては何等発展の見込なく模範製紙場の名にも反むく事なれば今回は器械を応用する筈にて目下カタログを取寄せつゝ、あれば遠からず決定すべく製紙場も一層の進境を見るに至るべし云々⁽⁶⁾

これまでの報道から鑑みると、模範製紙場設立前から内地および本島において紙の原料である楮・雁皮・三椏等の生息地の調査を行い、原料の栽培も視野に入れて伝習生を募集し紙漉きの技術の普及に努めてきたが、これまでの台湾において製紙原料とされてきた竹を使用することにより、製造品が、美濃紙でも半紙でもなく、画箋紙と唐紙への生産へと回帰している。そうなると、高級和紙の大量生産が可能である機械は不要である。模範製紙場では技術を修得させて卒業させることで職工の育成に努めてきたにもかかわらず、この数年間での職工の育成状況は大きく変化し、画箋紙や唐紙などの生産のために中国からの職工に頼らざるを得なくなっていたのである。

明治四二年二月一八日、突如として模範製紙場は作業を停止した。この日の『台湾日日新報』には「製紙場作業中止」との大きな見出しに続けて、「嘉義模範製紙場は三月かぎり閉鎖の筈にて一昨日より作業を中止せりとは昨紙電報欄に掲載せる如くなるが是れ畢竟すでに粗ば製紙場の目的を達したれば最早其の必要を認めざるがために

して総督府にては若し民間に適當の継承者あらば譲渡すべし⁽⁶³⁾と、模範製紙場は同年三月を限りに閉鎖されることになった。ここに書かれているように、模範製紙場において技術を習得した修了者は製紙工場の職工になっていったことから、技術者養成場としての目的は達したという主張である。果たしてそうなのだろうか。設立当初の目的は技術の養成のみならず、改良、授産ではなかったのではなからうか。

模範製紙場の閉鎖は、二月二八日の『台湾日日新報』に掲載されている。そこには立川連商工課長による「製紙の模範を民間に知らしむるにありしが今や竹材より紙を製するの利益なること一般に知れ渡り現に三菱の如き斗六にパルプ製造の大工場を設立せんとするあるに至り最早や模範の目的を達したる⁽⁶⁴⁾とあることから、殖産局としては、当初は製紙の模範を民間に知らしめることを目的としていたが、今や竹材から紙を製造すれば利益になることが一般に知れ渡り、現に三菱が斗六にパルプ製造の大工場を設立するまでに至ったとして、これにより模範製紙場の目的を達したと説明している。

模範製紙場の廃止は決定したが、同年六月、嘉義では、模範製紙場および附属設備は修理加工を施して小規模の水力電気を起こし嘉義市街の需要に応じる計画を立てており、払い下げが完了すれば民業として経営する手筈を整えている⁽⁶⁵⁾といった模範製紙場が製紙業以外の利用に供される記事が掲載された。八月には、美濃紙・半紙・巻紙・塵紙等を手漉きしている台南の製紙工場が、機械を導入することで一層盛んに作業が始められるとして模範製紙場の機械貸し下げを出願した。またその製紙工場では原料に紙屑を利用しようとしていること、そうなれば台南には紙屑屋や紙屑拾いがあらわれるだろうといったことが語られている⁽⁶⁶⁾。九月には三菱が模範製紙場を引き受け製紙事業を継続するという噂も広がり、さらに「製紙事業を為さずとも其水力を利用して他事業を開始する⁽⁶⁷⁾」ことも差し支えないと利用方法を拡大したことにより、払い下げ希望者が増加し、模範製紙場の払い下げが実行に移されるこ

とになった。

大いなる希望をもって明治三五年に開業した模範製紙場は、明治四二年二月に閉鎖され、三月には安場の談話において改良紙を製造する等のために製紙改良費をもって紙の研究を続けていた囑託の北原種忠・佐野暹・小笠原秀三郎・片岡種懿、雇の緒方鳳策・遠藤孫吉・蘇朝權の本製紙場主任以下の官吏が同年三月三十一日をもって御用済に付き職を解かれることになった。⁶⁶⁾ また、設立当初は競合し、後に協力関係でもあった明治三六年に創立した製紙会社も、収支が伴わず事業を停止した。

ここで目を転じて、公式的な報告書である『台湾総督府事務成績提要』（以下、『事務成績提要』という）に記載された官営工場である模範製紙場について、どのような報告がなされているのか見ていきたい。明治三四年の『事務成績提要』の『製紙改良⁶⁷⁾のなかでは、

・製紙の原料である楮、三桠、糸薄、雁皮及竹等が頗る豊富であるにも拘わらず従来製紙事業の程度が甚だ低く僅に竹を以て粗紙を製するに過ぎないこと、また一ヶ年の産出額は一六万円に上らず、而も逐年衰運に赴き漸次産額を減却する傾向にあること

・対岸支那地方よりの輸入額が増加し、六三万六千余円の多額に上り、その輸入紙は悉く竹をもって製造されたもので、本島においてもその原料は豊富であることから、製造を改良して労働費を省く等の方法を講じれば、その多額な輸入額を防遏するのは極めて容易であること

・紙の需要は文明の程度を計る標準と称すべきもので、その需要は日々増加しつつあることと、内地紙の輸入価格も年々巨額に上るに拘わらず、本島の豊富な原料を空しくも山野に埋没していることはまことに遺憾である

・従来の調査に依り原料が最も豊富である嘉義に模範製紙場を設けて製造に着手し、伝習生を募集し、本島在来竹紙の改良法を授けて漸次卒業生を出し、一般に普及させ、且つ技術及経済的模範たるを期待していることと記されており、明治三四年度は工場の建築水路の開鑿等に着手したため、五千八百四一円を支出したことが報告されている。

明治三五年には、「模範製紙場及製紙会社補助」^⑩のなかで、模範製紙場に諸種の植物性原料を集めて諸般の試験を施行したこと、工場の原動力を「ダルビン」にして、一ヶ年の製紙額は仮に改良美濃紙および同半紙の二種として見積れば職工が熟練に至れば美濃紙一、八七二締、半紙二、八〇〇締（この場合の一締は二千枚として計算）を製造することが可能となり、価格は一万七千余円に上り、歳出に対し千余円の歳入超過が見込まれると計算していた。そのため、模範製紙場設立の挙あるを聞き及んだ嘉義地方の有志者が有利な事業である製紙業に着眼し、合名会社を組織し模範製紙場の規模に倣い工場を建設し紙類製造に着手するために補助金下付を請願したこと、その補助金の代わりにタルビン器械と回転装置器械を据付、二年間無償貸渡を行ったことが記されていた。

明治三六年には、「模範製紙場」^⑪のなかで、模範製紙場は諸般の準備を終え一月より事業に着手したが、八月までの間に河川涸渇のため機械を止めたり、風水害のため水路が破潰し作業を中止したり、九月になりやっと水路の仮修繕がなされ、美濃紙半紙半切紙竹紙など併せて九〇万六七五〇枚を製造したものの売上価格は一、三二八円五五銭にしかならなかったことが報告されていた。前年の報告では歳入額を一万七千余円を想定していただけに、災害のために作業の中止が続いたとはいえ、売上額は想定の一割にも満たなかった。

明治三七年の「模範製紙場」^⑫には、従来水力を唯一の動力としてビーターを運転する計画が河川の涸渇や風水害のために水路が破潰され作業がしばしば中止されてきたことから、石油発動機を据付てこれらの阻碍を除去す

るとともに事務室と作業場を増築しタービンの取付台を改修し設備を完成させたこと、本島人に製紙に関する技術を伝習するため伝習生規程を制定するなど製紙業の改良普及に尽力したものの、この年の生産額は美濃紙二四五縮で一、二一〇円一〇銭、半紙は五三五縮で一、四〇九円、その他の雑紙は三九万八三七枚で三二九円三五銭で合計二、九四八円四五銭にとどまり、予定していた生産額にはほど遠い額であったとしている。その原因は、数回の風水害のため水路及び建設物の復旧に時間を要したこと、職工の技能がまだ熟練の境に達していないことにあると分析していた結果を報告していた。

明治三八年になって、新たに欧米式原料蒸釜を据付ることによって設備が完成した。この年の『事務成績提要』の「嘉義模範製紙場」⁽⁷⁵⁾には、画箋紙を抄造し、辞令用紙および最上美濃紙の抄造に改善的方法を講じるとともに、製紙場員を各地に派遣して原料の調査販路の拡張に努めていた。製紙業の発達進歩に尽力し、製紙場の設備も完成に近づいたこと、職工入夫も必要な経験を有し、以て年度当初の計画した金一万九、〇九五円を支出し、一万九、六〇五円の収入を得た。しかし、製糖業の勃興に際して習熟した職工が去りその業に就いたものが多く、さらに度重なる水路破潰と、用水涸渇などの不可抗力的障碍を蒙ったことで事業は予定通り進まず、業績は、美濃紙三九七縮一、五二四円四〇銭、半紙五七五縮一、一六六円三〇銭、塵紙一七縮一八四円五〇銭、半切用紙五、八〇〇枚二九円、画箋紙一〇〇枚三元、特種製紙一、七四一〇枚一四七円六九銭五厘、合計二、九八八円八九銭五厘しかなかったことから、「大ニ遺憾トスル所ナリ」という報告がなされていた。

明治三九年の『事務成績提要』の「嘉義模範製紙場」⁽⁷⁶⁾には、職工の技術が漸次発達したため、画仙紙、唐紙、美濃半紙の抄造も従来と比べて面目を一新するようになり、美濃半紙は内地品に比べて遜色なく、画仙紙と唐紙は支那輸入品と大差ない程度に進歩したことや、場員を派遣し嘉義庁管内凍仔脚の竹林にて竹肉原料の製造に着手

し、成績良好にして優等且つ低廉なる原料を得るに至ったことが報じられ、そのため新たに機械を一台増設し、生産増加の方法を講じている。さらに、東京榛原商店に画仙紙と唐紙の一手販売を特約し、島内各地の紙商には美濃半紙その他の売下を請け負わせるなど販路拡張を図り、目標としていた二〇四六〇円の収入を得ることが期待されていた。しかし、三月以降二回の劇震と数回の強震とにより、建物水路その他の器具器械が破損したのをはじめ、職工の出役が少なく平常の半分にもみたく三ヶ月余り休業が続いたことから、「有形上既ニ一大打撃ヲ受ケタルノミナラス無形上ニ於テモ亦幾多ノ悪影響ヲ蒙リ事業ノ進行遂ニ予定ノ如クナル能ハスシテ辛ク」とした上で、半紙九二七締半一、四五一円八〇銭、美濃紙七六〇締二、七八八円八五銭、習字帖手帖四一、五〇二冊七四九円四銭六厘、画仙紙三、五二二枚一四三円七八銭、唐紙一一、三七五枚一八一円九〇銭、塵紙一五九締一、四五円八〇銭、半切用紙一一、〇〇〇枚三六円七五銭、宝紙四二締四六円二〇銭、粗紙大判一五締二二円五〇銭、その他雜種製六二、八一〇枚一九七円八二銭八厘、合計五、七六四円四五銭四厘を産出したが、前年度生産高の二、九八八円八九銭五厘に比べて、僅かに二、七七五円五五銭上回ったにとどまり、報告は「頗ル遺憾トスル所ナリ」と結んでいた。

明治四〇年の上半期は、「嘉義模範製紙場」⁽⁶⁾のなかで、従来の設備により、半紙・美濃紙・唐紙・画仙紙の抄造を経営してきたが、元來本島において楮・三楮を以て半紙と美濃紙を製造するには不経済であるとして、下半期から、主として竹肉纖維を以て唐紙画仙紙を抄造することとし、方針を一変し、その漉製に尽瘁した結果、極めて良好になったが、凍仔脚の竹肉原料製造事業は貯水漏洩のため失敗に帰し、従前の漉製能力では事業を押し進めることができなくなってしまう。やむなく職工数を減らしたことから作業の継続が不可能となり遂に予定していた産額を達成することができず、「大ニ遺憾トスル所ナリ」と結ぶところであったが、最後にこの年の生産高は九、二〇〇円六〇銭七厘製出し、前年の生産高五、七六四円四五銭四厘から倍増していたことが報告された。

明治四一年、模範製紙場設置以来、不時の天災地変に遭遇し予定の成績を挙げる事ができなかった。また、職工の休業、工場の修繕等屢々不時の事故に遭遇したため、遂に工場は閉鎖することになった。この年度の「嘉義模範製紙場」⁽⁸⁾には、成績は予定していた生産高に達せず、僅かに六、二二一円六厘しかなく、前年比は二、九七九円五六銭一厘減少したことが報告された。このように、製紙場の事業は不成績を示し、経済的においては模範を示すには至らなかつた。しかし、偶然にも民間営業者に竹製ハルプを製造する切っ掛けを与え、その製造場の設立を實現させたことから、「間接ニハ所期ノ目的ヲ達シタルモノト謂フヘキナリ」と、間接的ではあるが、当初の目的は達成したと報告がなされた。

結局、美濃紙の製造よりも、中国で伝統的に生産している唐紙や画箋紙の製造に切り替えていったことから、台湾において良質の美濃紙が製造可能かどうかについては、早い段階でわかっていたのではなからうか。模範製紙場の廃止に関わる文書が残されていないため、詳細はわからないが想定外の災害や雨期による休業を余儀なくされても、改良紙の研究を続けてきたのは、巨額の設備投資を行ってきた事業を簡単に廃業することはできないというおもいが判断を遅らせたといえよう。

最後に、民間業者に影響を与えたという点を重要視して、民間業者であり、嘉義に設立し、模範製紙場と競合したと思われる製紙会社について見ていくことにする。

製紙会社は、明治三四年一〇月一六日に、嘉義市街在住の安武捨次郎・加藤峯吉・有馬松太郎・田中次吉・宮崎新平・瀧井徳次郎・森本直次郎・幸治初熊の計七名が、まず「富国ノ要ハ産ヲ殖シ業ヲ興スニ在リト承リ候果シテ然ラハ殖ス可キノ産アラハ必ス之レテ殖シ興ス可キノ業アラハ直チニ之ヲ興スバ国家ノ常務ニシテ某等モ亦注意ス可キ事項ト存候」と述べて、本島の現状を観察した上で、「当地八掌溪附近ニハ製紙原料タル萱一面ニ叢生シ楮亦

其間二点綴シ且近キ蕃地ニハ雁及三股及竹類夥敷」生息するにも拘わらず、殖産家がそれを認識していないことに對して遺憾であること、さらに、「明治三十二年中土人白竹紙ノ対岸ヨリ本嶋ニ輸入セラレタル高ヲ見ルニ実ニ六拾余万円ニ上リ三十三年中内地ヨリ運ヒ来レルモノ亦拾余万円ニ至」っていると、続けて「一方ニハ豊富無尽ノ原料ヲ有スルノ彼ノ如クナルニ一方ニハ却テ多額ノ製紙ヲ輸入スル」が非常に遺憾であるとして、其紙類の輸入を防止する目的をもって合名会社設立を計画していることが述べられた。しかし、この計画を企てた七名はいずれも製紙業の経験がないこと、そのため専門の技手が必要であること、僅か八千四百円でもって試験的設計を企画していること、こうした状況を説明した上で、次のように台湾総督府へ願ひ出ている。資本については、投資金の半額四、二〇〇円の補助を求め、且つ総督府予算で技術官を二名三年の差遣を希望していることが示された。事業については投資金への利子配当を為し、三年後には一大雄飛を試みる素養を為し得ることを確信するとともに、「模範工場ノ心得ヲ以テ土人子弟ニ製紙上の練習ヲ与ヘテ製紙ハ当地ニ於ケル重大ナル産業」であるとして、会社定款と製紙場設計書を添えて製紙事業保護願を提出した。この保護願の文書には、定款と設計書のほかに、安武捨次郎(註)ら七名の身元取調書も綴られている。同年一月二〇日には明治三四年年度限補助金一、五〇〇円の下付が決定し、合名会社へ命令書が発せられ、同月二七日には合名会社總代安武捨次郎より請書が提出された。この命令書は、

第一条 台湾総督府ハ製紙業ニ対シ補助金壹千五百円ヲ下付スヘシ

第二条 事業ニ着手シタルトハ補助金下付請求書ニ左ノ書類ヲ添付シテ差出スヘシ

一、会社登記簿ノ謄本

二、事業着手届

三、本年度中ニ於ケル事業ノ予定書

四、工場図面

第三条 会社ハ毎營業年度ノ始ニ於テ事業ノ予定ヲ毎營業年度ノ終ニ於テ事業ノ功程及之レニ要シタル費用ノ収支決算ヲ報告スヘシ

第四条 会社ハ毎年三月、六月、九月、十二月左ノ項目ニ準シ事業ノ狀況ヲ報告スヘシ

一、製紙原料ノ集蒐ノ狀況

原料ノ産地、原料ノ種類、価格、運搬賃等ノ記載ヲ要ス

二、製産ノ狀況

製品ノ種類、製産費、職工員數（内地人、本島人）
（ニ区分スルコト） 労銀

三、販路ノ狀況

製品ノ販売高、販売代金、取引先等記載ヲ要ス

第五条 定款ヲ変更シタル片又ハ社員ニ異動ヲ生シタル片又ハ会社若ハ工場ノ地位ヲ移転シタル片ハ其都度報告スヘシ

第六条 会社ハ何等ノ事故ヲ以テスルモ事業着手ノ日ヨリ一ヶ年間其業務ヲ廃止スルコトヲ得ス

業務ヲ休止セントスル片ハ台湾総督ノ認可ヲ受ク可シ

休業三十日以上ニ渉ル片ハ其日數ニ応シテ補助金ヲ返納セシム可シ

第七条 台湾総督府ハ吏員ヲ派シ營業上ノ簿冊ヲ点検セシメ又ハ業務ノ方法ニ関シ指揮スルコトアルヘシ

第八条 本令ニ違背シタル片ハ補助金ノ金額若シクハ其幾分ヲ返納セシム可シ⁽⁸⁾

というもので、第二条に明記されているように、事業を着手しなければ補助金下付の請求ができないことから、安武捨次郎合名会社総代は明治三五年三月一七日に会社登記簿の謄本、事業着手届、年度中ニ於ケル事業の予定書および工場図面を添えて、補助金下付請求書を提出している。児玉総督から、嘉義庁長に対して明治三四年一月六日民殖第一一八〇号を以て「本府は製紙試験ヲ執行セント企画セルノ折柄適ニ本会社ノ勃興ヲ見ルニ至リシハ本府ノ目的ト相合シ試験執行上ニ利便ヲ得ルハ勿論殖産興業上奨励ヲ要スヘキコトニ存候」として指令の同伴は許可され進められることになった。しかし、明治三五年二月二日の殖産局長から嘉義庁長への「製紙会社補助金ハ製紙業ニ着手セサレハ可付セラレス年度内ニ着手スハ様注意アリタシ」との電報により、製紙会社への現金下付は実施されなかった。その理由は、安武が提出した現金下付請求書に添付した事業着手届には、「明治三十五年二月二十日起工同年三月十日竣工セシ建物一棟（工場付属物置）ヲ以テ臨時工場ニ充テ嘉義附近ニアル楮皮ヲ採集シ三月十五日普通ノ方法ニヨリ漉方ニ着手シ」とあり、さらに添付された工場図面は予定にはないことから、現金下付請求に要する条件を充たしていないものと判断されたのであった。

その後、明治三五年五月一六日に改めて、前年度の申請者から三名が変更され一名が加わった安武捨次郎・有馬松太郎・瀧井徳次郎・田中次吉・幸治初熊・大西道生・磯谷恒三郎・帖佐頭(87)の社員八名が製紙業保護願を提出した。そこには前年度における準備不足のために補助金下付が取消になったこと、しかし素志は変わらず、且つ資本額を倍増し地方殖産上において貢献するために出願することなどが述べられていた。さらに、殖産局付属の嘉義模範製紙工場の隣に同一の事業を営業することから、その官設工場から製出した紙類を相当の価格をもって一手払うを願っている。

この出願に添えて嘉義庁長の岡田信興からは出願内容を調査した処、合名会社自製の紙類を販売する傍ら官設工

場である模範製紙場産出の紙類をも一手に払い下げを受け広く販路を求めて各地に輸出を図り、一に本島産紙類の品位を江湖に紹介すること、一に販売により生ずる純益金をを以て会社資金に供することの二点が示された。

当該文書には、前回提出の製紙場設計書（建築及敷地料）や収支計算表のほかに、安武以下社員一同からの陳情書（明治三五年七月一日付）が添えられており、六月二三日の岡田嘉義庁長の添申には、嘉義庁管内の山地には製紙原料が豊富なこと、年々対岸よりの多額の紙類が輸入されていること、当庁において製紙業を奨励すれば当地方の一大利潤を興すとともに商工業の発展に期するといふ計画であること、当地在住の内地人が合名会社を組織し、当庁内の無尽の原料を利用し紙類を販売するとともに、本島人子弟に製紙工の技術を与えることにより地方の商工業を振興し国益を増進する目的を以て願ひ出た趣旨の説明がなされ、前年度補助金下付願の際には社員らの意見が一致せず、年度内の器械搬入が間に合わなかったために補助金下付が無効となった経緯が述べられ、社員の意見の一致をはかるためにも社員の入退を執行し、社員各自の資産を精査し以て会社の維持が可能であると確信するとともに本事業が当地方の産業振興の第一着手にして且つ輸入防遏の好事業である旨が述べられ、資本金に対して一割五歩以上の保護金の交付を出願したのであった。このほか、事業設立当初は極めて小規模で試験的計画に随つて製紙原動力には水牛または水車を採用する設計をしていたところ、その後模範製紙場が官設され、試験的経営が不必要となったことから、模範製紙場に倣ひ総ての規模を拡張し水車に代わるタービン器械を用いることとするが、タービン器械一六〇〇余円の高値であるため無収益の二年間はタービン一式を無償での拝借を願ひ出て、また模範製紙場における不用品払下願を提出している。こうして貸渡物品目録が作成され、九月一日には卧輪水車、卧輪水輪外囲、給水管、歪齒輪、真軸、軸受、調車車、ビーター用桶、ビーター用フライバー、ポンプ、平釜、濾器械などの用品が払い下げられることとなった。

このようにして、五月に再度製紙事業保護願を提出する合名会社総代の安武は、五月一日に嘉義模範製紙場用地として土地寄附願を提出しており、かかる報告が岡田嘉義庁長より児玉総督へ報告されている。史料学的に見ると、この岡田嘉義庁長からの土地寄附願受納報告は永久保存文書として綴られているが、これまで見てきた製紙会社の二件の製紙事業保護願の文書は十五年保存の簿冊に綴られていた。内容からすれば二回に亘る保護願の経緯が詳細に記録された十五年保存文書は永久保存文書とする価値のあるものと思われるが、台湾総督府にとっては事業にかわる文書よりも土地の寄附が重要な案件であったということになる。しかし、十五年保存文書が十五年経過した後にも保存され結局廃棄されなかったことを考えると、廃棄できなかった理由として十五年保存文書は永久保存としての価値を有した文書が多く存在していたことを理解していたからこそ廃棄することなく保存管理されてきたといえよう。この明治三五年における寄附願の後、製紙会社に関する案件で永久保存文書として綴られているのは業務委任に関する案件で、向こう五年間の製紙会社における一切の業務を模範製紙場勤務台湾総督府嘱託の安場末喜と古谷伝および沼井利隆に委任するというものである。本案件は、明治三八年一月二〇日の合名会社社員臨時総会において決議され、同月二四日に模範製紙場主任代理事務嘱託の古谷伝より稟申され、二月一八日に決裁された。⁸⁸ 模範製紙場が設立された当初、同時期に民間の製紙会社が場所も同じ嘉義に建設されることになり、製紙の原材料が不足するという事態となったことは既に述べたが、当該文書に綴られている製紙会社社員の林栄初と陳少碩および鄭幼佩よりの委任状から、製紙会社が模範製紙場の安場主任を含む嘱託三名に対して、会社の一切の業務を委任する事態になっていたことがわかる。さらに、この文書に綴られた岡田嘉義庁長から児玉総督への「会社業務委任之件届出二付報告」により、製紙会社創立以来巨額な資金を以て事業を営んできたが天災やその他の事変に障碍せられ、利潤を見る機運が到来せず漸次衰頹の状態に陥ったことがわかった。また、合名会社を立ち上げる際に補助

金下付願を提出した当時の八名の内地人の名前をこの文書に見ることはなかった。翻って、十五年保存文書が保存年限規則に随って廃棄されていたならば、創立当初の陳情書に書かれた嘉義に会社を設立する趣旨、現在でいうところの地方創生への思いやそのための内地人による資本金集めおよび建物等の図面などの設立までの経緯さえ知る由もなかった。

結局、台湾において台湾総督府公文類纂に用いることのできる美濃紙を製造するまでには至らなかったが、台湾総督府は、明治三九年に開催された凱旋紀念五二共進会に、台湾の紙類を出品していた。台湾総督府による出品区分表を見ると、紙類では模範製紙場から美濃紙・半紙・画仙紙・塵紙・竹原料・萎黄・野生楮皮・斑芝樹・山芙蓉が、製茶試験場から烏龍茶や紅茶が、このほかに合資会社および個人商店から鳳梨缶詰・大甲帽・芭蕉煎餅などの台湾の特産品が出品されていた。⁹⁰この五二共進会が台湾製美濃紙を公に宣伝した最初で最後の催しとなった。

最後に、大正六年四月二〇日に台南慈恵院長枝徳二より台湾総督安東貞美に製紙業伝習について、「本院ノ認メテ適當ナリトスル者ヲ選ビ兼テ伝習セシメ併セテ装貼等ノ如キ家庭工業ヲ奨励スルニ於テハ新ニ細民ニ職業ヲ授ケ延テ産業興振ノ一助ト」⁹¹するために、製紙業の授業科目が追加されていることから、ろう者のための技術を伝習する目的として製紙業が奨励されていたことがわかる。このことから、台湾における紙の製造は大規模工場ではなく、家庭工場において製造されるものであり、設備投資をすることなく、家庭内で生産できる簡易な手工業として、製紙業は奨励され、地域に根付いていったと考えられよう。

おわりに

本稿では、台湾総督府が使用してきた原議用紙の変遷をみていくなかで、この原議用紙の改正は、起案する部局

と起案文書を受付てから決裁に至るまでを管理する文書課との間に軋轢を生んでいたことがわかった。実施する側と管理する側との意見の相違である。文書を管理する文書課は起案をいかに迅速に決裁者である総督または民政長官へ回覧するのが重要な業務であるとともに、決裁文書の保存管理も文書課の重要な任務であった。この点は、現代的意義に関わる文書管理の本質的な問題として考えることができる。立案および実施する原課と、文書行政を担う文書課との考え方の違いが、ここにある。決裁された文書を立案部局が保存するのか、文書行政を担う文書課が保存するのかという違いは、台湾総督府全体の保存管理に関わる問題である。原課での保存管理は、同様の案件があるかもしれないという憶測のもとで管理することについては可能かもしれないが、台湾総督府全体を考えての保存管理はできない。すべての部局からの立案を受け付ける文書課でなければ、全体を見据えた上での文書全体を管理することはできないであろう。文書管理における根本的な問題は、各部局のみならず、台湾総督府という組織にとって重要であるか否かである。台湾総督府における文書管理は、文書課において文書の集中管理を行うことで、組織としての文書を残してきたという実績がある。

文書の回覧業務に加えて、文書課にとっての用紙の改正には、もう一つ大きな任務があった。それは、用紙に使用する美濃紙、紙の供給の問題である。立案のための原議用紙は主に、法令で定められている美濃紙一丁と半紙という大きさが異なる用紙が使用されたことから、決裁後に文書課が保存管理するための編纂および装釘時に、それらを継ぐ作業が必要となっていた。その用紙を継ぐ作業は美濃紙を必要以上に使用するだけでなく、一・三名の経師職を雇用するなどの経費もかかっていた。これらのことから、利便性と経済性を考慮して原議用紙も附帯書類もともに美濃紙を用いることが得策であった。しかし、年々嵩む紙代を考慮し、保存に耐えない廉価な西洋紙との併用が決定されてしまう。廉価な西洋紙は破損が甚しいことから、和紙と西洋紙を併用した場合の長期保存の方法と

して、西洋紙には模造紙で裏打ちすることで保存に耐え得る作業を施すことになった。結局、西洋紙との併用は文書保存の際に模造紙と手数とを必要としたのであった。

台湾総督府が懸念したのは、年々増加する一方である美濃紙や唐紙等の紙の輸入額であった。そのため、島内に生息する豊富な紙の材料を使用し、紙の大量生産を試みようとする。台湾総督府殖産局の技師であった新渡戸稲造は、安場末喜に内地における和紙の生産地および中国福建省において製紙業の技術および紙の原料の調査を命じ、その分析結果に基づき、明治三五年、島内で紙の原料が豊富な嘉義に模範製紙場を開業することになる。模範製紙場では、大量に紙を製造するための新たな設備機械を購入し、良質な美濃紙の製造に注力した。しかし、例年、雨期には水害のために休業を余儀なくされたことから、実績を上げることができなかった。同様に、同時期に嘉義に設立した製紙会社も生産が振るわず、結局、双方とともに閉鎖に追い込まれてしまう。この閉鎖の要因として挙げられるのが、例年の水害と明治三九年に発生した嘉義大地震による災害であった。

新渡戸が描いていた模範製紙事業の目的である殖産の原則である、一に「改良」、二に「模範」、三に「授産」の三点は、いずれも達成することができなかった。一の「改良」は、これまでの台湾における製紙家が原材料としている楮や雁皮などの原料を利用して、産額を増加させ、品質を優進することであった。二の「模範」は、単に生産物の品位を進める技術的模範にとどまらず、同時に経済上の事業の有利を証明することであった。三の「授産」は、製紙業が盛んになることで、紙の原料が生息する山々に住む匪徒たちが自然と正業に復するであろうという期待であった。「治安」という側面を加えることが提唱され、推進された事業が嘉義模範製紙場である。

しかし、これらの目的は達成されなかった。計画通りの結果を得られなかった原因に、水害や震災が挙げられたが、この事業の背景には、これらの原因よりも大きな問題があったのではなからうか。それは、結果論ではあるが、

紙の需要は台湾総督府などの官庁であり、島内の住民に関わる直接の問題と考えたとしても画箋紙、唐紙および宝紙であり、大量生産するものではなかったことにある。つまり、需要の問題で、そこには紙に対する文化の違いがあった。日本では特に近世以降識字率が高く、これに従って紙の需要があったが、それのない台湾社会では紙の消費は伸びなかったのではなからうか。

さらにいえば、日本と台湾において長年の調査研究と改良の結果、現代においても最も注目され、実を結んだ蓬莱米との差は大きい。また、水利調査から始まり他国における調査および技術革新の結果と努力が実を結んだ嘉南大圳との差も歴然としている。嘉南大圳の完成と蓬莱米の開発は、台湾住民の生活に関わる大問題であった。これらの改良と紙の改良とは必要度と重要度に大きな差がある。紙は台湾総督府内の問題であって対象者は台湾総督府という統治者に限られる。米は台湾総督府のみならず主として台湾住民が潤うものである。事業の完成後に還元される対象者が誰であるのかが、殖産の原則において、最も重要な問題ではなからうか。

註

- (1) 「民政局分課規程制定ノ件」『明治二八年台湾総督府公文類纂甲種永久保存第三卷』第一六文書、簿冊番号〇〇〇〇三。
- (2) 「来信簿、発送簿、用紙制定ノ件」『明治二九年台湾総督府公文類纂甲種永久保存第五卷』第六〇文書、簿冊番号〇〇〇六〇。
- (3) 「公文書用紙ノ義ニ付キ通牒ノ件」『明治二九年台湾総督府公文類纂乙種永久保存第七卷』第八文書、簿冊番号〇〇〇七六。

- (4) 「原議用紙調製方ノ件」〔明治二九年台湾総督府公文類纂甲種永久保存第五卷〕第二八書、簿冊番号〇〇〇六〇〇。
- (5) 同上。
- (6) 「原議用紙改定ノ件」〔明治三〇年台湾総督府公文類纂甲種永久保存第九卷〕第八文書、簿冊番号〇〇一二九。
- (7) 「辞令類用紙規定ノ件」(同上、第一一書)。
- (8) 「各県庁巡查看守辞令様式並ニ用紙制定ノ件」(同上、第二一書)。
- (9) 「原議用紙改定ノ件」〔明治二八年台湾総督府公文類纂永久保存追加第四卷〕第五九書、簿冊番号〇〇五四)。
- (10) 「各課原議用紙制定及用紙制限ニ関スル件」〔明治三一年台湾総督府公文類纂甲種永久保存第七卷〕第三一文書、簿冊番号〇〇二四五)。
- (11) 「議案用紙制定ノ件」〔明治三四年台湾総督府公文類纂甲種永久保存第四卷〕第二五文書、簿冊番号〇〇五八三)。
- (12) 「回議用紙記載及捺印方変更伺ノ件」〔明治三五年台湾総督府公文類纂甲種永久保存第四卷〕第一九文書、簿冊番号〇〇七一〇)。
- (13) 同上。
- (14) 「議案用紙改定通知(各課部署局長)ノ件」〔大正元年台湾総督府公文類纂永久保存第九卷〕第九文書、簿冊番号〇一九一九)。
- (15) 同上。
- (16) 「起案用紙ヲ西洋紙ニ改定ノ件」〔大正四年台湾総督府公文類纂永久保存第八二卷〕第二七文書、簿冊番号〇二四二一)。
- (17) 同上。
- (18) 「蕃界地ニ野生スル三種ノ原料ヲ以テ試製紙ノ成績報告ノ件」〔明治三五年台湾総督府公文類纂十五年保存第一八卷〕第二文書、簿冊番号〇四六八八)。
- (19) 新渡戸稲造は、児玉総督より曾禰荒助農商務大臣への電報稟請を以て、明治三十三年一月二〇日付で殖産に関する事務を嘱託されている。「新渡戸稲造博士へ殖産ニ関スル事務ヲ嘱託スルノ件」〔明治三十三年台湾総督府公文類纂永久保存進退

- 追加第一卷』第四一文書、簿冊番号〇〇五六三)。
- (20) 「本島製糸業ニ関スル意見書技師新渡戸稲造提出ノ件」(『明治三四年台湾總督府公文類纂永久保存追加第六卷』第一五文書、簿冊番号〇六六六)。
- (21) 同上。
- (22) 同上。
- (23) 「男爵安場末喜ニ製紙事業取調事務ヲ囑託シ民政部殖産課勤務ヲ命スルノ件」(『明治三四年台湾總督府公文類纂永久保存追加第一卷』第四八文書、簿冊番号〇〇六八三)。
- (24) 「台湾總督府官制改正」(勅令第二〇一号、『官報』第五〇八号、明治三四年一月一日、二〇九頁)。
- (25) 「台湾總督府地方官官制改正」(勅令第二〇二号、『官報』第五〇八号、明治三四年一月一日、二一〇頁)。
- (26) 前註(18)同掲。
- (27) 「支那製紙業ニ関シ厦門領事上野專ニ照会ノ件」(『明治三五年台湾總督府公文類纂十五年保存第一八卷』第四文書、簿冊番号〇四六八八)。
- (28) 「台湾總督府民政部殖産局附属嘉義模範製紙業主任ニ対シ事務分任ノ件」(『明治三七年台湾總督府公文類纂永久保存第七卷』第三三文書、簿冊番号〇〇九三四)。
- (29) 同上。
- (30) 同上。
- (31) 「嘉義模範製紙場事務委任事項中改正ノ件」(『明治三八年台湾總督府公文類纂十五年保存第二五卷』第一五文書、簿冊番号〇四八六二)。
- (32) 「民政部殖産局勤務殖産ニ関スル事務囑託古谷伝ニ嘉義模範製紙場務ヲ命スルノ件」(『明治三六年台湾總督府公文類纂永久保存追加第二卷』第三七文書、簿冊番号〇〇九二二)。
- (33) 「嘉義模範製紙場製紙伝習生規程制定ノ件」(『明治三七年台湾總督府公文類纂永久保存第六七卷』第二七文書、簿冊番号〇〇九九四)。

- (34) 「嘉義模範製紙場生産紙処分ノ件」(『明治三十七年台湾総督府公文類纂十五年保存第三二卷』) 第八文書、簿冊番号〇四八一九。
- (35) 「嘉義庁嘉義東堡凍仔脚庄官有原野ヲ嘉義模範製紙場附屬用地ニ決定ノ件」(『明治三十八年台湾総督府公文類纂永久保存第六二卷』) 第一一文書、簿冊番号〇一一〇八。
- (36) 「嘉義模範製紙場員日額旅費支給規程ノ件」(『明治三十八年台湾総督府公文類纂十五年保存第四五卷』) 第一一文書、簿冊番号〇四九二六。
- (37) 「嘉義模範製紙場」(『台湾日日新報』第一二二三号、明治三十五年五月二〇日、二頁)。
- (38) 「嘉義模範製紙工場の水車据付」(『台湾日日新報』第一三二五号、明治三十五年九月一七日、二頁)。
- (39) 「製紙模範工場の近状」(同上)。
- (40) 「嘉義模範製紙工場の模様」(『台湾日日新報』第一四三〇号、明治三十六年二月八日、三頁)。
- (41) 同上。
- (42) 同上。
- (43) 「嘉義模範製紙会社」(『台湾日日新報』第一四七〇号、明治三十六年三月二八日、二頁)。
- (44) 同上。
- (45) 「亀仔頭方面の野生楮」(『台湾日日新報』第一八八〇号、明治三十七年八月六日、二頁)。
- (46) 「台南通信」(『台湾日日新報』第一八九〇号、明治三十七年八月一日、二頁)。
- (47) 「製紙業の修了者」(『台湾日日新報』第一九七八号、明治三十七年二月四日、二頁)。
- (48) 「模範製紙場の近状」(『台湾日日新報』第二〇九二五号、明治三十八年四月二六日、二頁)。
- (49) 同上。
- (50) 「嘉義模範製紙場の近状」(『台湾日日新報』第二一三六号、明治三十八年六月一六日、二頁)。
- (51) 「嘉義紙場会社の製紙発売」同上。
- (52) 「嘉義模範製紙場近況」(『台湾日日新報』第二三四八号、明治三十九年三月二日、四頁)。

- (53) 同上。
 - (54) 同上。
 - (55) 同上。
 - (56) 「災後に於ける嘉義の内地人」(『台湾日日新報』第三三九〇号、明治三九年四月二十二日、五頁)。
 - (57) 「安場男の紙業談」(『台湾日日新報』第二五三二号、明治三九年一〇月五日、四頁)。
 - (58) 「製紙雑談(安場男爵談)」(第二七九六号、明治四〇年八月二十八日、二頁)。
 - (59) 「島内電報・安場男爵」(『台湾日日新報』第三〇二〇号、明治四一年五月二十七日、二頁)。
 - (60) 「嘉義の製紙」(『台湾日日新報』第二七〇九号、明治四〇年五月十七日、二頁)。
 - (61) 「嘉義製紙場の製紙」(『台湾日日新報』第二八三九号、明治四〇年一〇月十五日、四頁)。
 - (62) 「嘉義模範製紙場」(『台湾日日新報』第三一一五号、明治四一年九月十六日、三頁)。
 - (63) 「製紙場作業中止」(『台湾日日新報』第三三三九号、明治四二年二月十九日、三頁)。
 - (64) 「模範製紙場閉鎖」(『台湾日日新報』第三三二七号、明治四二年二月二十八日、二頁)。
 - (65) 「嘉義電灯計画」(『台湾日日新報』第三三三三三号、明治四二年六月一日、二頁)。
 - (66) 「南部だより」(『台湾日日新報』第三四〇一号、明治四二年八月二十九日、七頁)。
 - (67) 「嘉義模範製紙場の私下」(『台湾日日新報』第三四〇七号、明治四二年九月五日、三頁)。
 - (68) 「台湾総督府民政部殖産局長代理福留喜之助ノ内申ニ依リ嘉義模範製紙場閉鎖ニ伴ヒ殖産局囑託ノ北原種忠・佐野暹・小笠原秀三郎・片岡種懿ヲ御用済ニ付キ囑託ヲ解キ事務格別勉勵ニ付キ一時金ヲ賞与シ、殖産局雇方鳳策ヲ御用済ニ付キ雇フ免シ事務格別勉勵ニ付キ一時金ヲ賞与シ、殖産局雇ノ遠藤孫吉・蘇朝倒ニ事務格別勉勵ニ付キ一時金ヲ賞与ス」(『明治三八年台湾総督府公文類纂永久保存進退(判任官)第三卷』第七七文書、簿冊番号〇一五五七)。
- しかし、嘉義模範製紙場閉鎖に関する文書は、台湾総督府公分類纂には綴じられていない。
- (69) 「製紙改良」(『明治三十四年分台湾総督府民政事務成績提要』第七編、二〇四頁～二〇五頁)。

- (70) 「模範製紙場及製紙会社補助」『明治三十五年分台湾総督府民政事務成績提要』第八編、二七三頁～二七四頁。
- (71) 「模範製紙場」『明治三十六年分台湾総督府民政事務成績提要』第九編、三五二頁。
- (72) 「模範製紙場」『明治三十七年分台湾総督府民政事務成績提要』第十編、三八五頁～三八六頁。
- (73) 「嘉義模範製紙場」『明治三十八年分台湾総督府民政事務成績提要』第十一編、三六三頁～三六四頁。
- (74) 「嘉義模範製紙場」『明治三十八年分台湾総督府民政事務成績提要』第十一編、三六四頁。
- (75) 「嘉義模範製紙場」『明治三十九年分台湾総督府民政事務成績提要』第十二編、四二五頁～四二七頁。
- (76) 「嘉義模範製紙場」『明治三十九年分台湾総督府民政事務成績提要』第十二編、四二六頁。
- (77) 同上、四二七頁。
- (78) 「嘉義模範製紙場」『明治四十年分台湾総督府民政事務成績提要』第十三編、四一八頁。
- (79) 同上。
- (80) 「嘉義模範製紙場」『明治四十一年分台湾総督府民政事務成績提要』第十四編、四四〇頁。
- (81) 同上。
- (82) 「嘉義製紙合名会社補助金下付並ニ技術官派遣ニ付キ出願ノ件」〔明治三十五年台湾総督府公文類纂十五年保存第一九卷〕第三文書、簿冊番号〇四六八九。
- (83) 同上。
- (84) 安武捨次郎は、福岡に生まれ、明治二八年台湾領有時に軍夫として台湾に渡り、嘉義市街に住み屠畜営業をなし嘉義商業組合長として人望を集めた人物である。また、台湾人の作家邱永漢の祖父でもある（邱永漢著『わが青春の台湾 わが青春の香港』、中公文庫、一三三頁）。
- (85) 前註（82）同掲。
- (86) 同上。
- (87) 同上、第四文書。
- (88) 「嘉義製紙合名会社総代安武捨次郎ヨリ嘉義模範製紙場用土地寄附願ニ付キ報告ノ件」〔明治三十五年台湾総督府公文類

纂永久保存第四二卷』第九文書、簿冊番号〇〇七四五。

(89) 「嘉義製紙合名会社業務委任認可稟請ノ件」〔明治三八年台湾總督府公文類纂永久保存第六二卷〕第七文書、簿冊番号〇一〇一八。

(90) 「凱旋紀念五二共進會賞牌交付ノ件」〔明治四〇年台湾總督府公文類纂十五年保存追加第三〇卷〕第二文書、簿冊番号〇五〇四四。

(91) 「製紙業伝習並ニ學則改正ノ件」〔大正六年台湾總督府公文類纂永久保存第三一卷〕第一三文書、簿冊番号〇二六六一。